

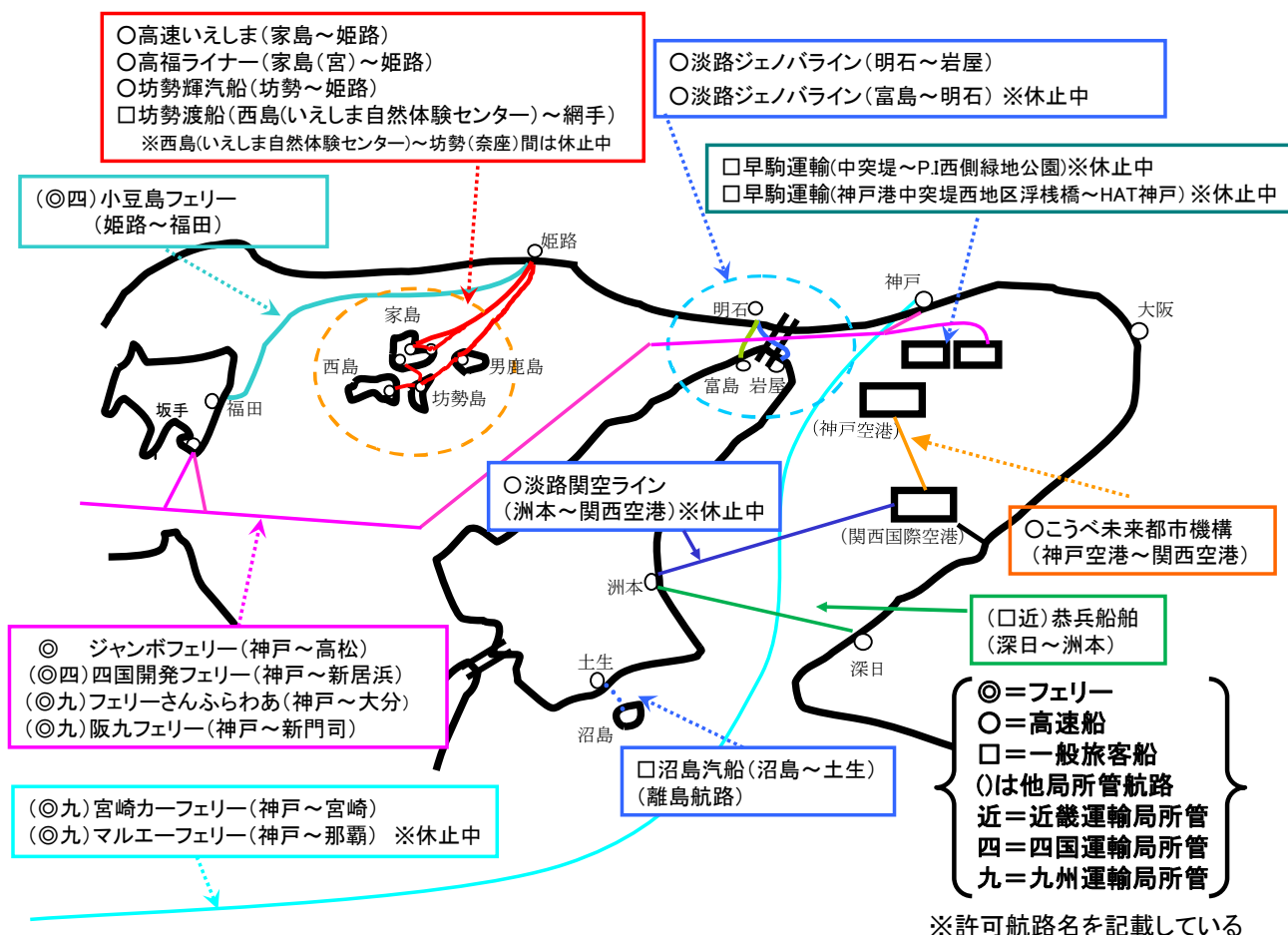
海事振興部
旅客課

1 旅客船事業の現況

管内における旅客船事業は、淡路島、小豆島、家島諸島、四国、九州方面への旅客輸送及び自動車航送を行っているもののほか、関西国際空港へのアクセス事業、神戸港、姫路港、及び東播磨港における通船事業並びに神戸港、鳴門海峡での遊覧船事業がある。

第1図 管内の一般旅客定期航路

(令和6年8月1日現在)



(1) 旅客船事業者数及び航路数

所管事業者数及び航路数の状況は、第1～2表のとおりである。

管内の令和6年4月1日現在の事業者数及び航路数は、一般旅客定期航路事業10社、14航路(うち、フェリーは1社、1航路)、旅客不定期航路事業は13社、36航路である。

第1表 旅客船事業者数

(各年度とも4月1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
旅客定期航路事業	10	10	10	10	10
旅客不定期航路事業	18	16	17	14	14

第2表 旅客船航路数

(各年度とも4月1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
旅客定期航路事業	13	13	13	13	13
旅客不定期航路事業	38	36	38	36	36

(2) 旅客船事業の増減状況等

令和5年度における旅客船事業の増減は、第3表のとおりである。

第3表 旅客船事業の譲渡譲受（所管航路）

事業区分	事業者名	航路名	許可年月日	事業開始年月日
旅客不定期航路事業	(譲渡人) (株)Seven seas cruiser (譲受人) (株)神戸クルーザー	神戸高浜ハーバーランド起点神戸沖周遊	R5.10.27	R5.10.27
		神戸港中突堤起点大阪湾周遊		
		神戸港中突堤起点明石海峡周遊		

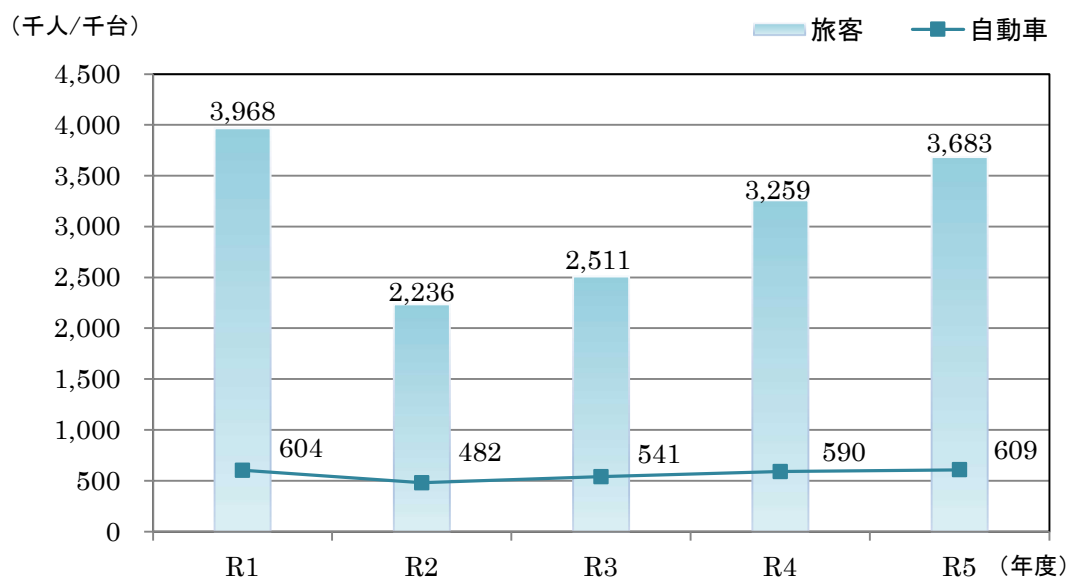
(3) 輸送実績の推移

管内発着航路の輸送実績(方面別・生活離島航路・神戸港起点遊覧船)の過去5年間の推移は、第2～6図のとおりである。(旅客には旅客輸送人員と航送旅客輸送人員を含む)

令和5年度における管内発着全航路(遊覧船等の不定期航路を含む)の輸送実績は、旅客3,683千人(113.0%)、自動車609千台(103.2%)となっている。

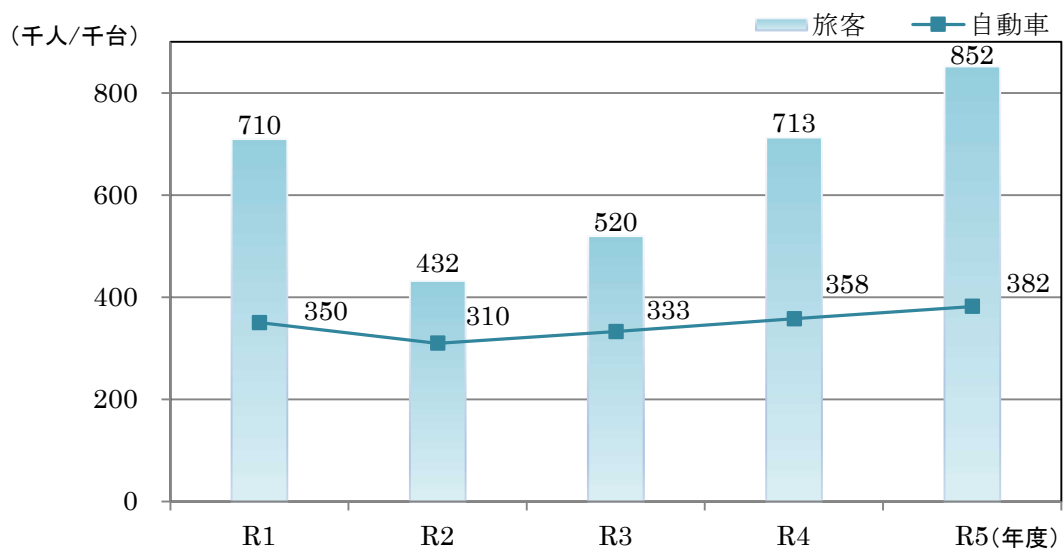
(()内は対前年度比を示す。以下同じ。)

第2図 管内発着航路の輸送実績



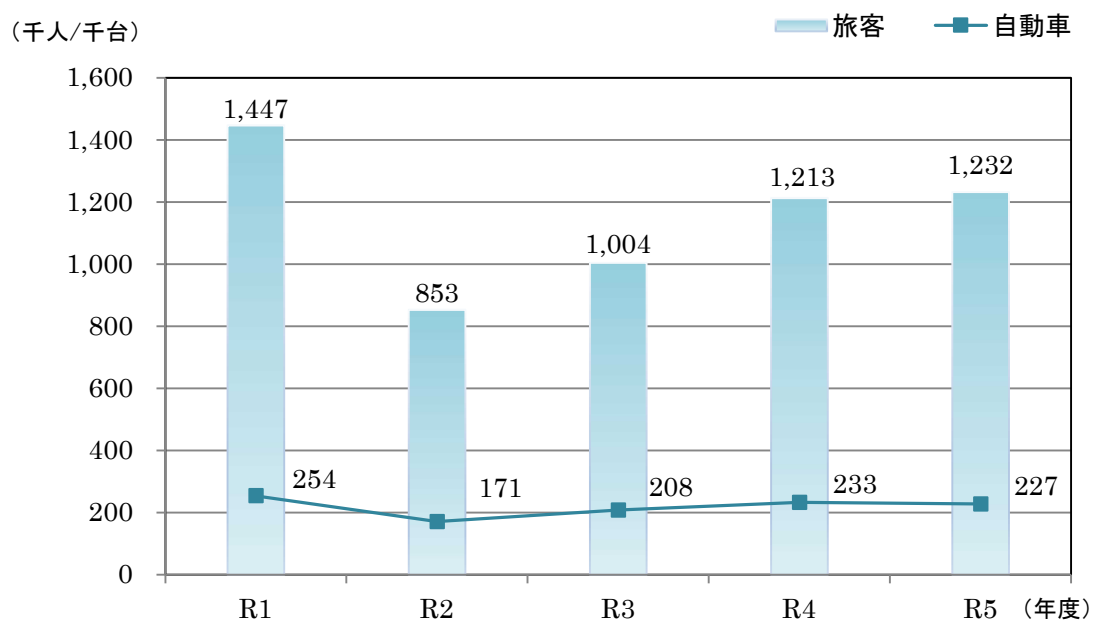
前述を方面別等に見た場合、九州方面の輸送実績は、旅客852千人（119.5%）、自動車382千台（106.7%）となっている。

第3図 方面別輸送実績（九州方面）



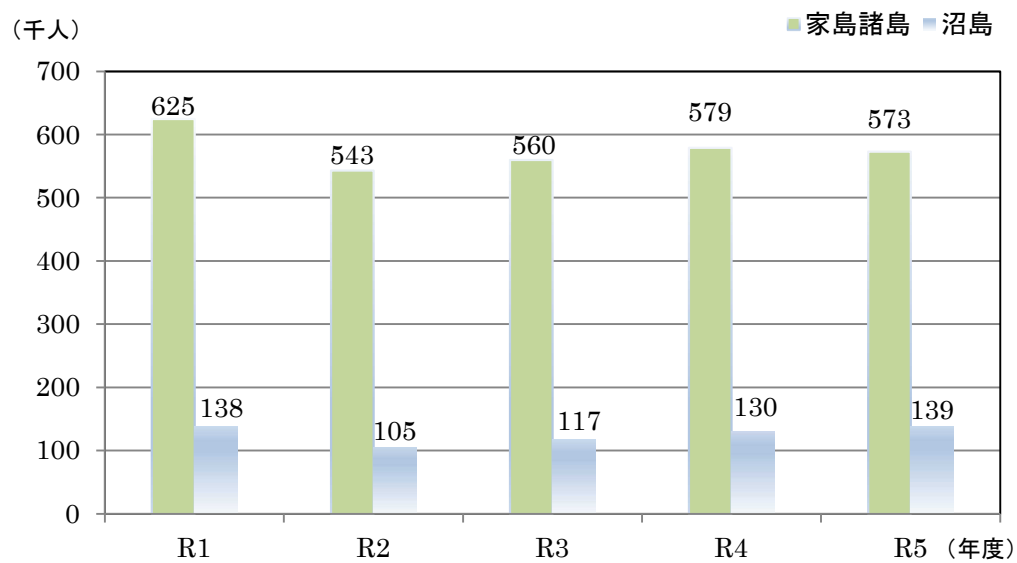
同様に淡路・四国方面の輸送実績は、旅客1,232千人（101.6%）、自動車227千台（97.4%）となっている。

第4図 方面別輸送実績（淡路・四国方面）



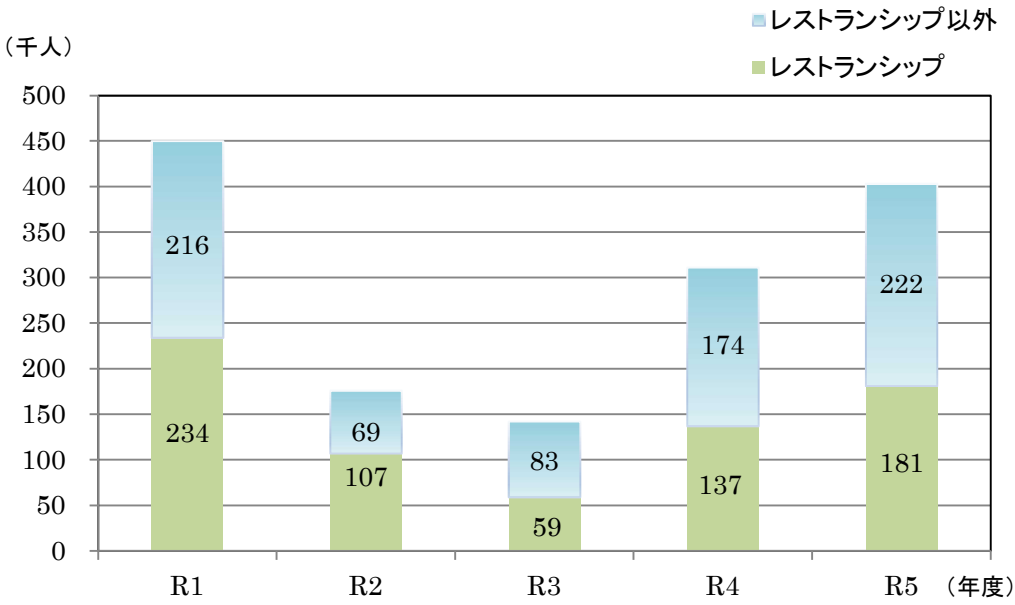
生活離島航路、家島諸島の輸送実績は、旅客573千人（99.0％）となっている。また、沼島の輸送実績は、旅客139千人（106.9％）となっている。

第5図 生活離島航路輸送実績（家島諸島・沼島）



神戸港起点遊覧船の輸送実績は、旅客４０３千人（１２９．６％）となっている。

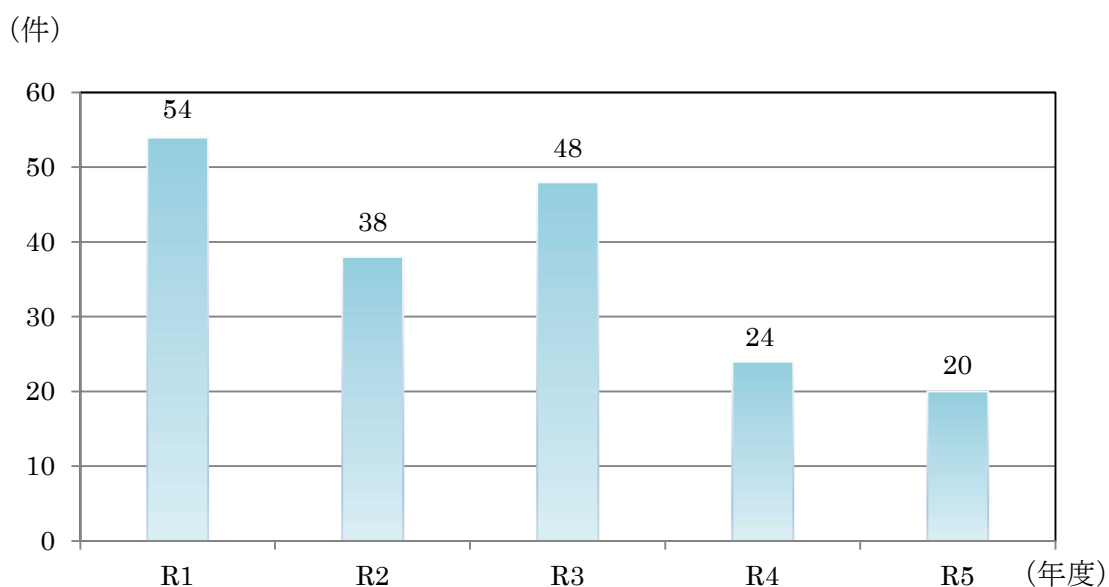
第 6 図 神戸港起点遊覧船の輸送実績



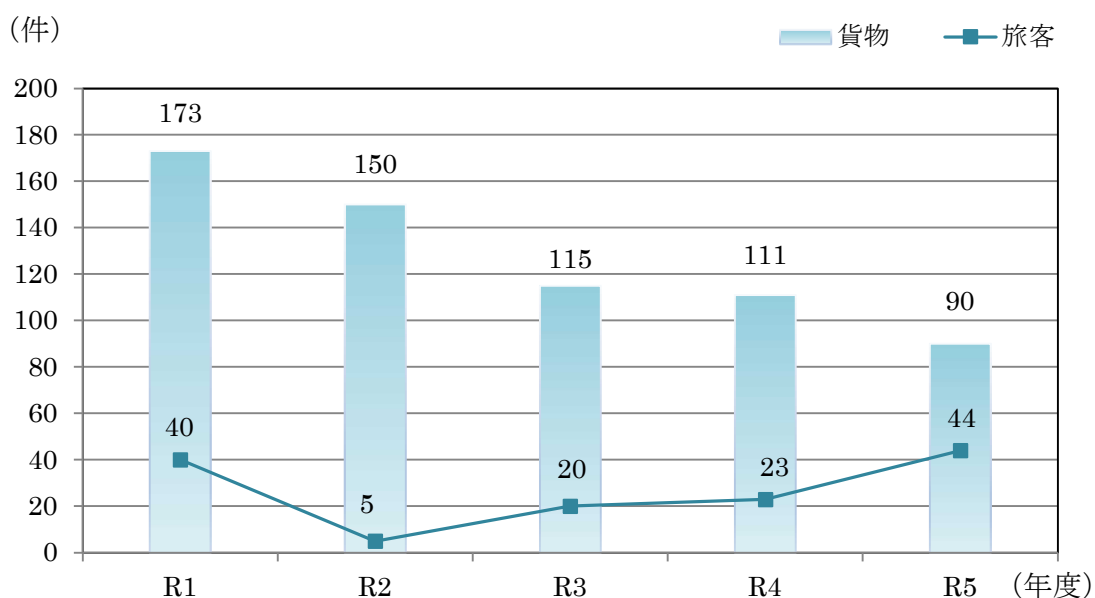
2 不開港場寄港及び沿岸輸送特許

船舶法第3条ただし書きの規定による外国籍船舶の不開港場寄港特許及び沿岸輸送特許に係る特許通知書交付件数の推移は、第7～8図のとおりである。また、神戸運輸監理部が許可した沿岸輸送特許における貨物輸送量及び旅客輸送人員の推移、不開港場寄港特許における仕向港別内訳、沿岸輸送特許における輸送先別内訳は、第9～12図のとおりである。

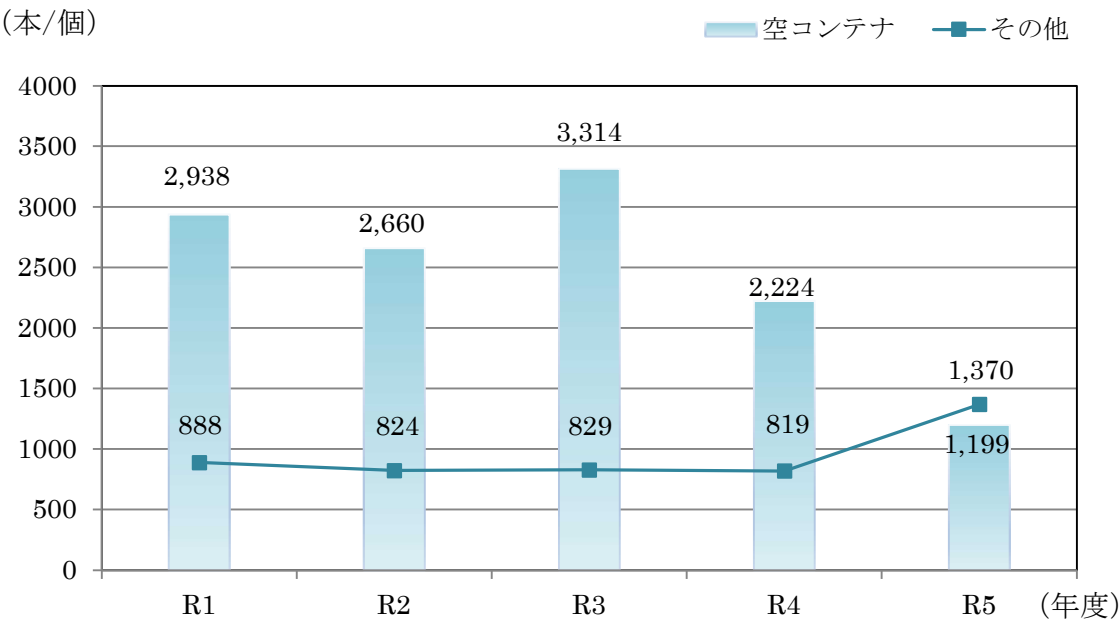
第7図 不開港場寄港特許通知書交付件数



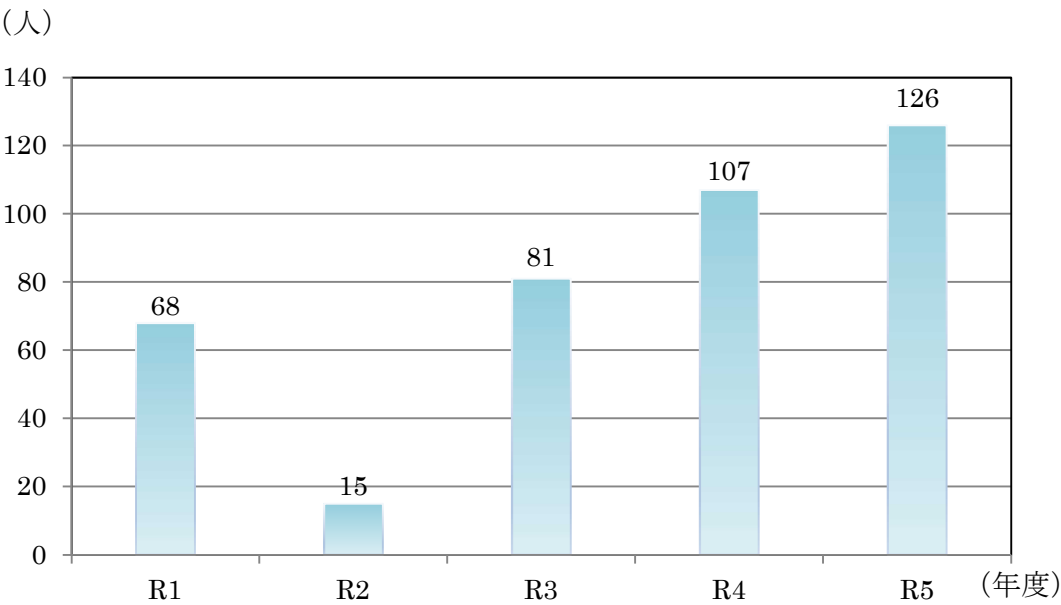
第8図 沿岸輸送特許通知書交付件数



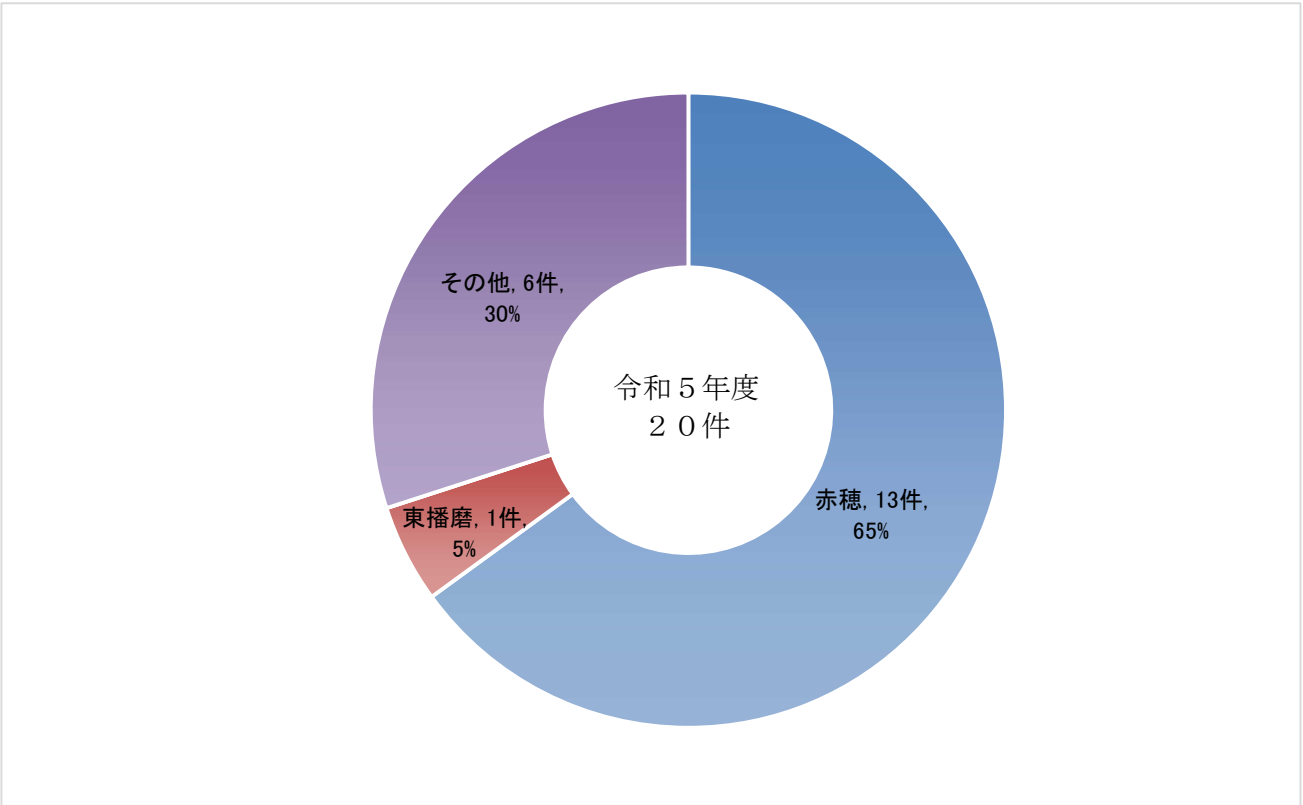
第 9 図 沿岸輸送特許における貨物輸送量



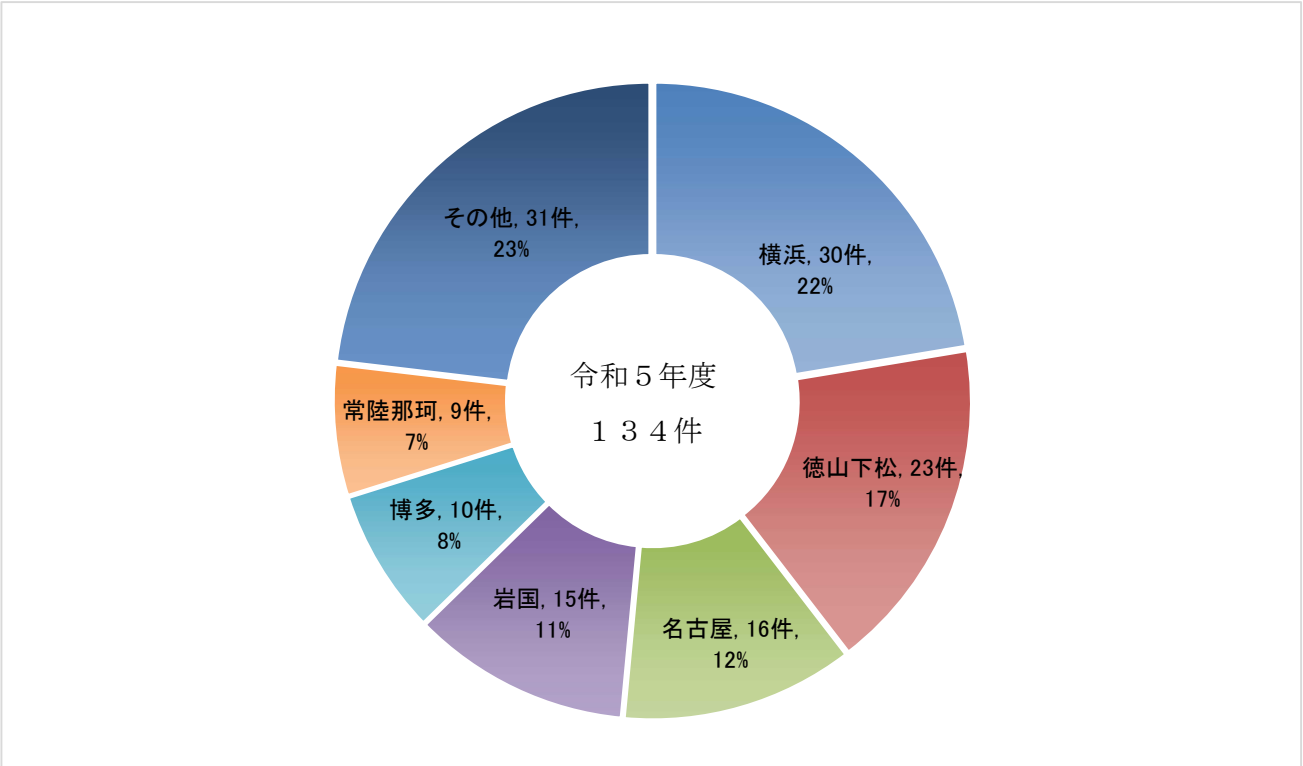
第 1 0 図 沿岸輸送特許における旅客輸送人員



第 1 1 図 不開港場寄港特許における仕向港別内訳



第 1 2 図 沿岸輸送特許における輸送先別内訳



3 海事思想の普及

四面を海に囲まれた我が国にとって、海は国民生活と密接に結びついており、我が国の経済、国民生活を支えるためには、広く国民の関心を海に向ける必要がある。そのため、神戸運輸監理部では、海洋国家日本の発展に資するよう、海事産業の活性化、海洋環境の保全、海上における安全確保等に関して海事思想の普及を図っている。

令和５年度、参画した海事思想普及の取り組みは第４表のとおりである。

第４表 海事思想普及の取り組み

行事名等	概要
神戸まつり「おまつりパレード」 (５月２８日)	「うみ・みなとの仲間たち」の隊列に参加し、公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」とともに、海事産業をアピール
神戸港ボート天国 (７月１７日)	PRブースによる神戸運輸監理部の取り組みの紹介や各種海事広報の実施
客船フェスタ (７月２３、２４日)	クルーズのPR、各種ワークショップ等の実施 ※関西クルーズ振興協議会として参画
姫路港ふれあいフェスティバル (１０月２９日)	PRブースによる海事広報の実施
観光船試乗会 (令和６年２月２７日)	交通事業者、観光関係者、情報誌関係者等を対象に、観光船事業者のプレゼンテーションと神戸港発着遊覧船「ルミナス神戸２」による体験乗船を実施

４ 経営改善支援事業に関する補助制度

令和５年度に、離島航路事業者等が行う経営改善計画に関する補助金の募集が行われ、管内旅客船事業者による利用があった。

(１) 令和４年度第２次補正予算

地域公共交通確保維持改善事業費補助金

(交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業)

(２) 補助概要

補助対象事業者

- ・離島航路事業及び離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者

補助対象事業内容

- ・公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用並びにこれらの技術研修及び調査等に要する経費、新たな取組の実証運航に要する費用

(３) 利用社数

３社

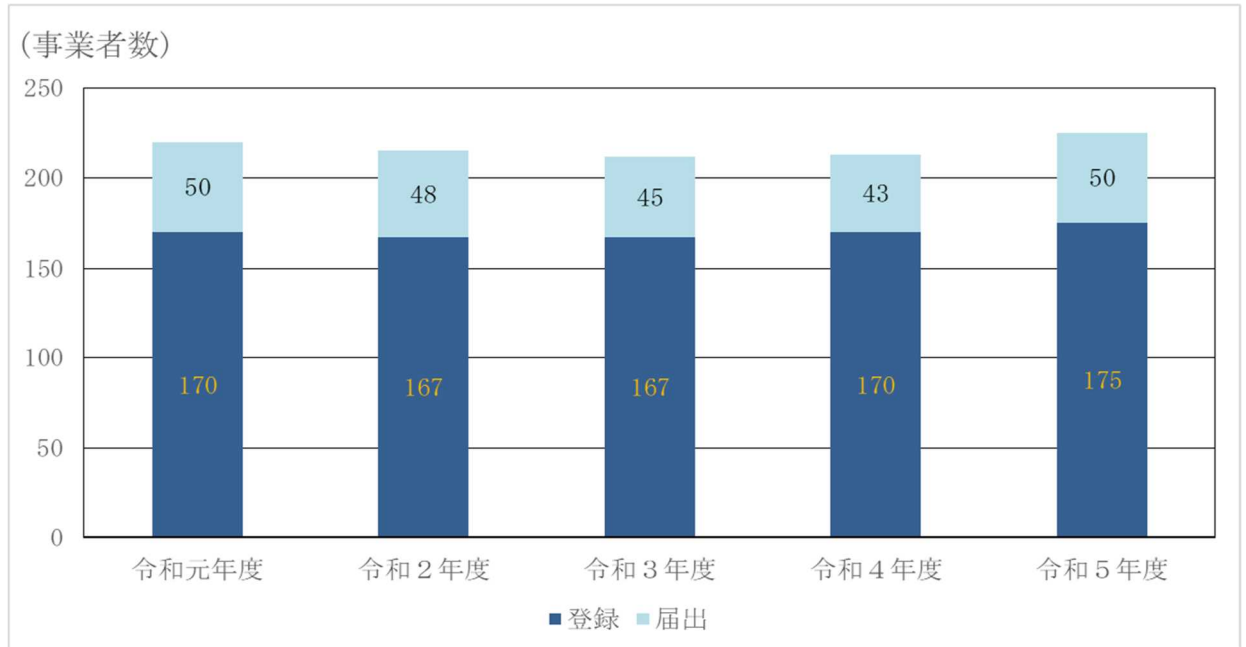
海事振興部
貨物・港運課

1 内航海運の現況

(1) 内航海運登録事業者数等

管内の内航海運事業者数は、第1図のとおりである。

第1図 管内の内航海運事業者数の推移（各年度末現在）



(2) 法人・個人別事業者数

管内の法人・個人別の登録事業者数は、第1表のとおりである。

第1表 法人・個人別登録事業者数（各年度末現在）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内航海運業 登録事業者数	170 (8)	167 (8)	167 (8)	170 (7)	175 (6)

() は個人事業者数で内数

(3) 船種・船型別船腹量及び隻数

令和5年度末の管内の所有船舶の船種・船型別船腹量及び隻数は第2表のとおりである。

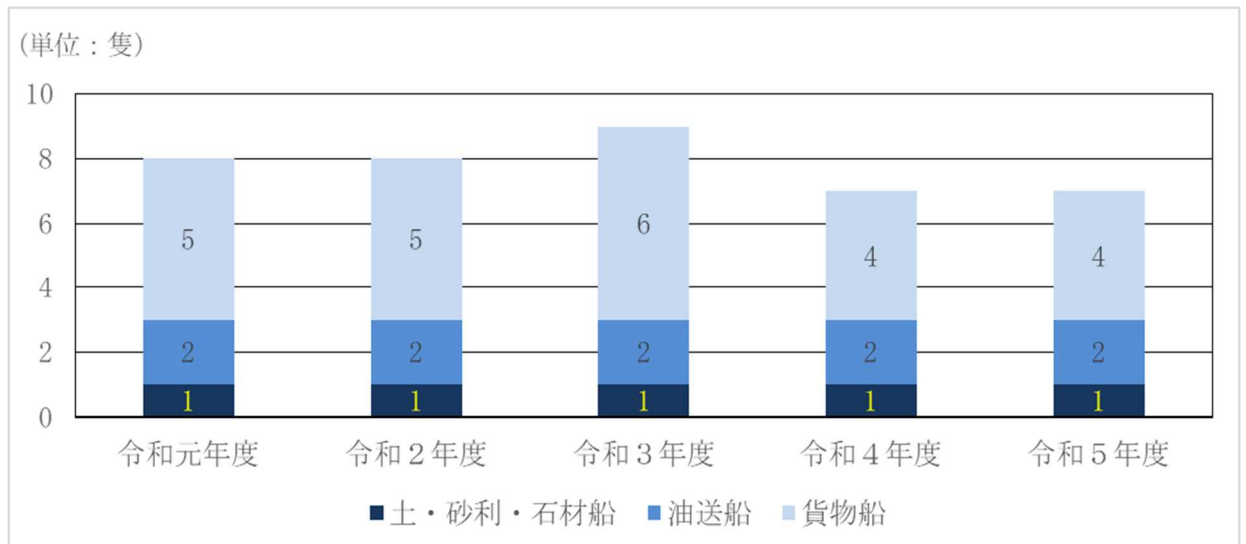
第2表 船種・船型別船腹量及び隻数 (令和6年3月末現在)

船腹量区分及び隻数		貨物船	土・砂利・石材専用船	セメント専用船	自動車専用船	油送船	特殊タンク船	合 計
100G/T未満	船腹量(G/T)	1,699	150	0	0	857	0	2,706
	隻数(隻)	61	2	0	0	13	0	76
100～499G/T	船腹量(G/T)	61,143	13,716	0	0	7,985	1,860	84,703
	隻数(隻)	171	30	0	0	23	4	228
500～699G/T	船腹量(G/T)	7,994	0	699	0	2,157	1,226	12,076
	隻数(隻)	14	4	1	0	4	2	25
700G/T～	船腹量(G/T)	110,155	7,140	9,957	0	32,830	6,949	167,031
	隻数(隻)	44	4	1	0	9	3	61
合 計	船腹量(G/T)	180,990	21,006	10,656	0	43,828	10,035	266,516
	隻数(隻)	290	40	2	0	49	9	390

(4) 自家用船舶使用届出状況(100総トン以上)

管内の自家用船舶の使用届出状況は、第2図のとおりである。

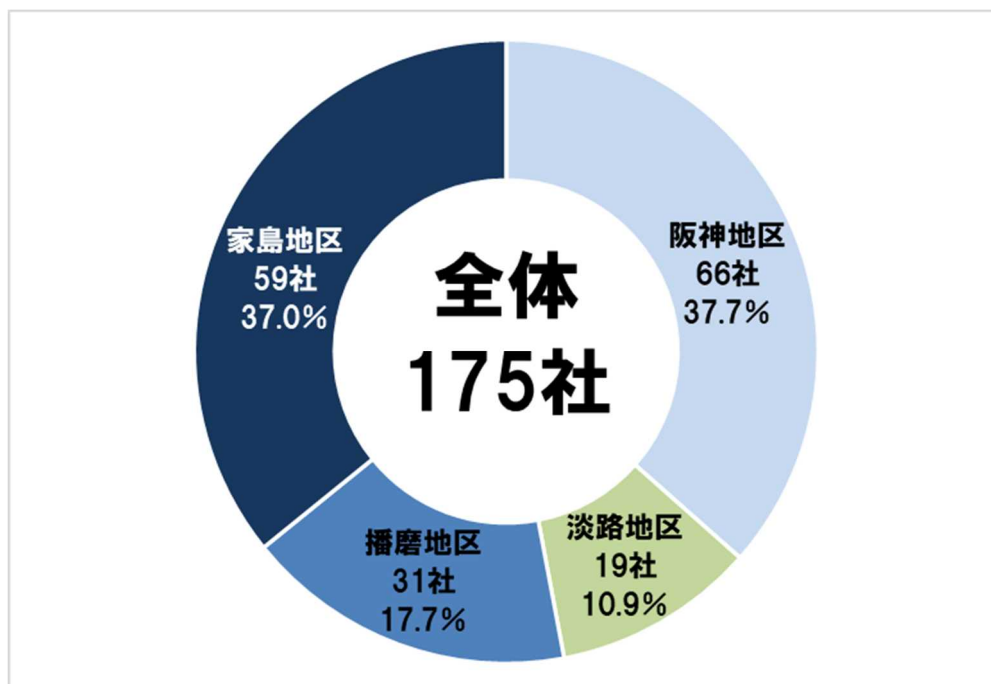
第2図 管内の自家用船舶使用届出状況(各年度末現在)



(5) 内航海運業地区別登録事業者分布状況

管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況は、第3図のとおりである。

第3図 管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況（令和6年3月末現在）

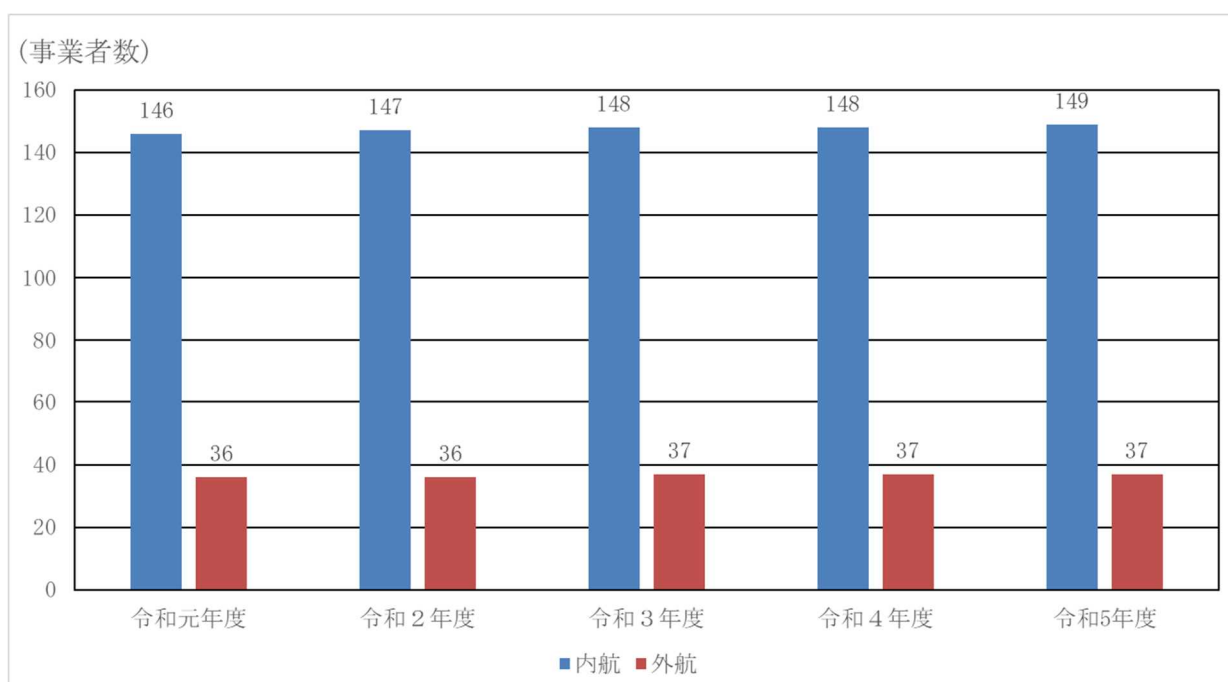


2 貨物利用運送事業の現況

管内の貨物利用運送事業者数は、第4図のとおりである。

（ただし、内航運送及び外航運送に係る第一種貨物利用運送事業者に限る。）

第4図 管内の貨物利用運送事業者数の推移（各年度末現在）

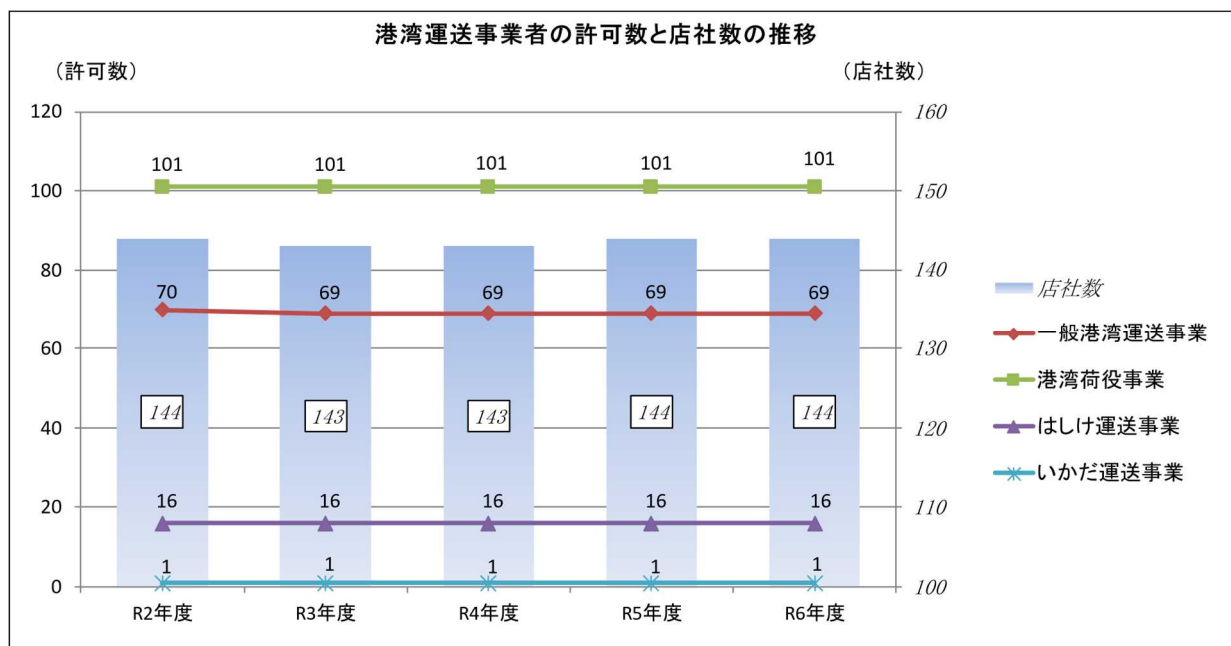


3 港湾運送事業の現況

(1) 港湾運送事業者数・許可数

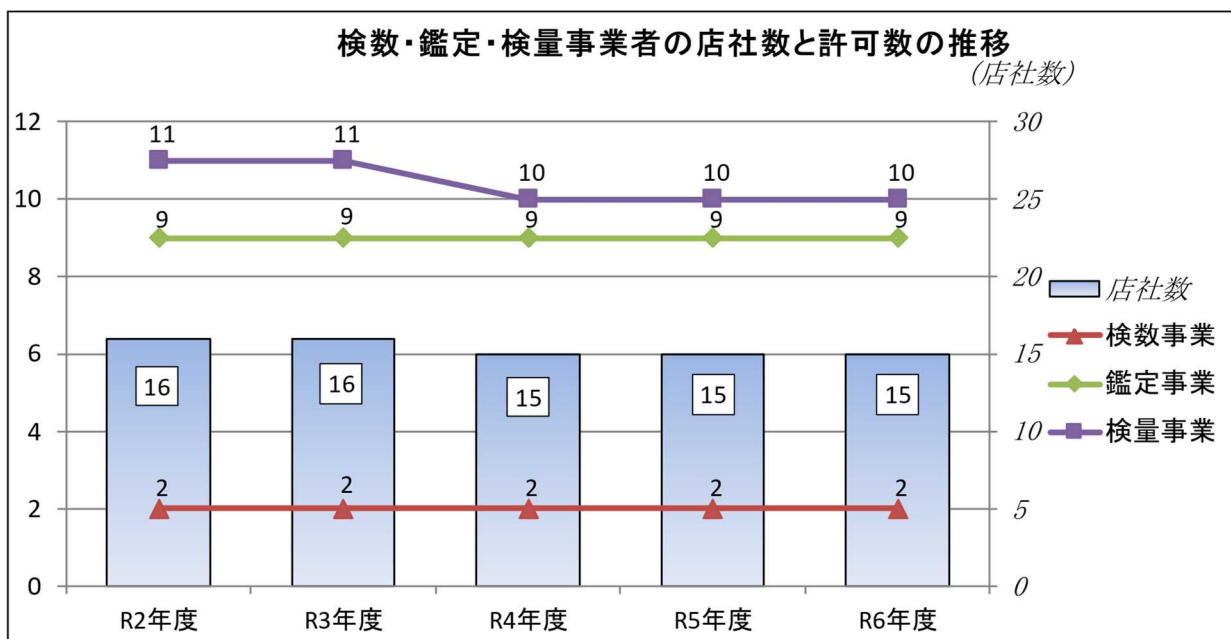
管内の指定港湾各地における許可数及び店社数（事業者数）等の推移は第5図から第7図のとおりである。

第5図 管内の港湾運送事業者の許可数及び店社数の推移（各年6月1日現在）

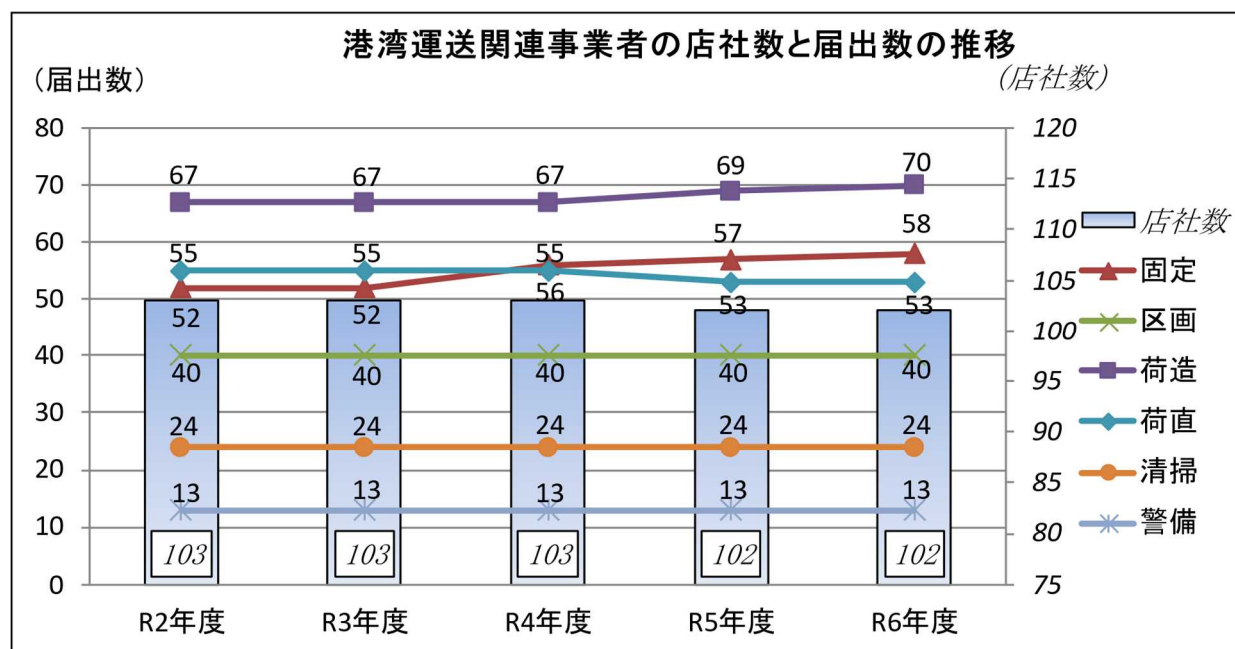


第6図 管内の検数・鑑定・検量事業者の店社数と許可数の推移（各年6月1日現在）

注. 検数・鑑定・検量事業については全国一律許可



第7図 管内の港湾運送関連事業者の店社数と届出数の推移 (各年6月1日現在)



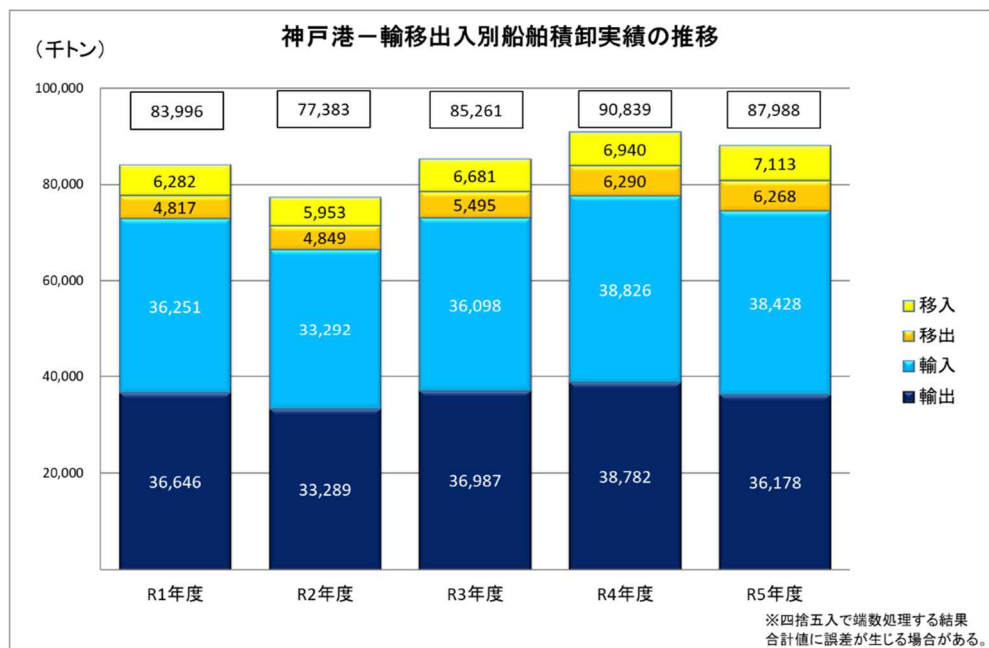
(2) 港湾運送実績

※ () 内%は対前年度比を示す

管内の港湾運送事業法の指定港である神戸港、尼崎西宮芦屋港、姫路港及び東播磨港の船舶積卸実績は、第8図から第11図のとおりである。

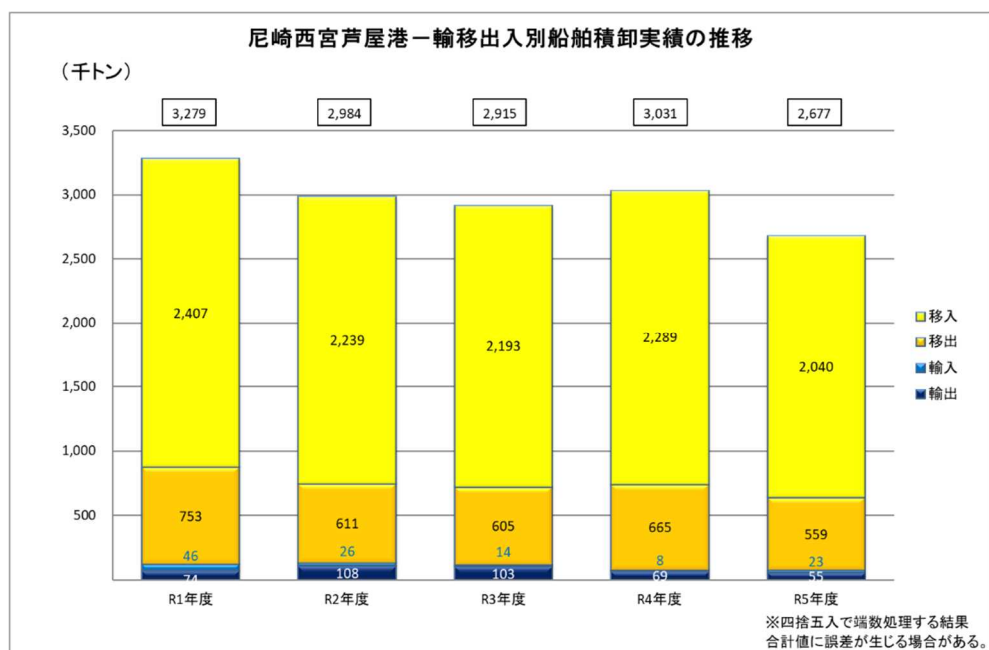
神戸港における令和5年度の総取扱貨物量は、87,988千トン(96.9%)であった。品目別では、コンテナ貨物70,689千トン(94.8%)、石炭5,733千トン(117.7%)、自動車2,579千トン(104.1%)、鉄鋼1,713千トン(94.4%)となっている。

第8図 神戸港船舶積卸実績の年度別の推移



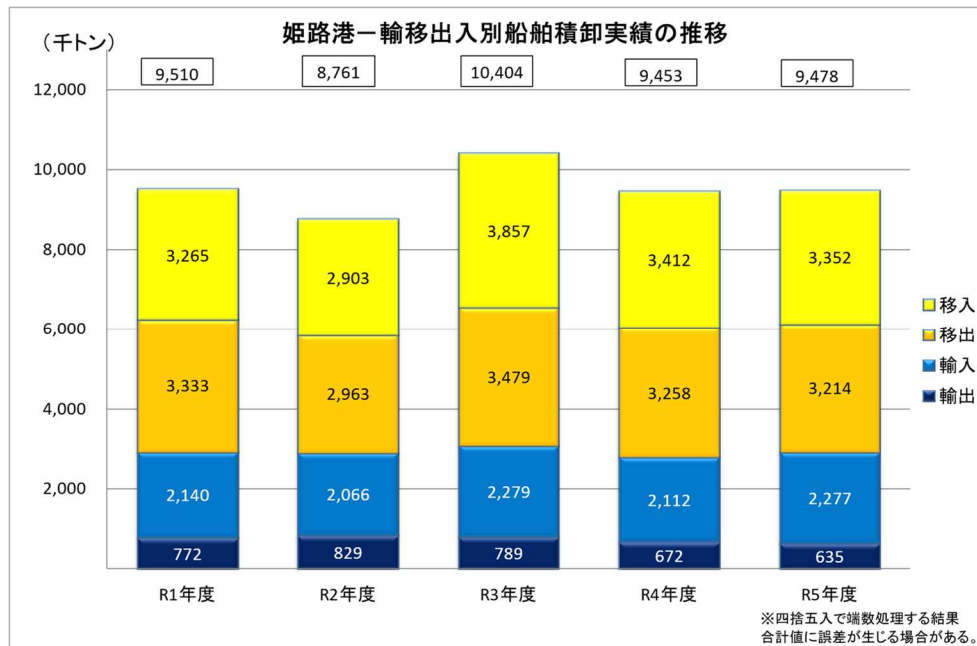
尼崎西宮芦屋港における令和5年度の総取扱貨物量は、2,677千トン（88.3%）であった。品目別では、自動車1,262千トン（78.2%）、鉄鋼752千トン（91.2%）、金属くず157千トン（108.3%）の3品目で全体の約8割以上を占めている。

第9図 尼崎西宮芦屋港船舶積卸実績の年度別の推移



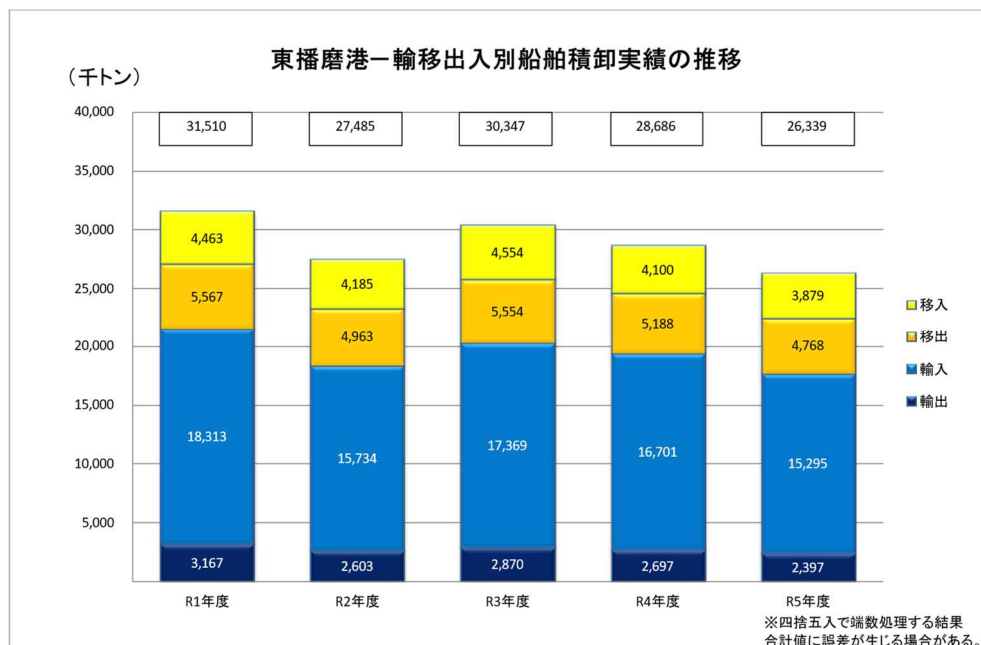
姫路港における令和5年度の総取扱貨物量は、9,478千トン（100.3%）であった。品目別では、鉄鋼5,210千トン（102.4%）、石炭1,518千トン（92.7%）、金属くず793千トン（85.4%）の3品目で全体の約8割を占めている。

第 1 0 図 姫路港船舶積卸実績の年度別の推移



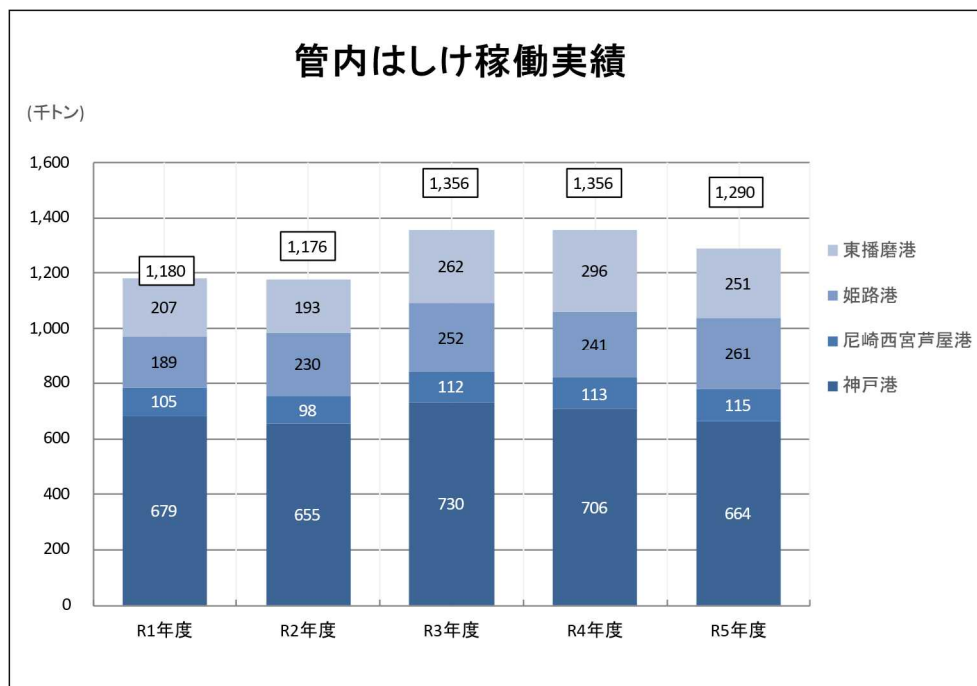
東播磨港における令和5年度の総取扱貨物量は、26,339千トン（91.8％）であった。品目別では、金属鉱10,057千トン（95.2％）、石炭5,375千トン（82.8％）、鉄鋼5,037千トン（93.1％）の3品目で全体の約8割を占めている。

第 1 1 図 東播磨港船舶積卸実績の年度別の推移



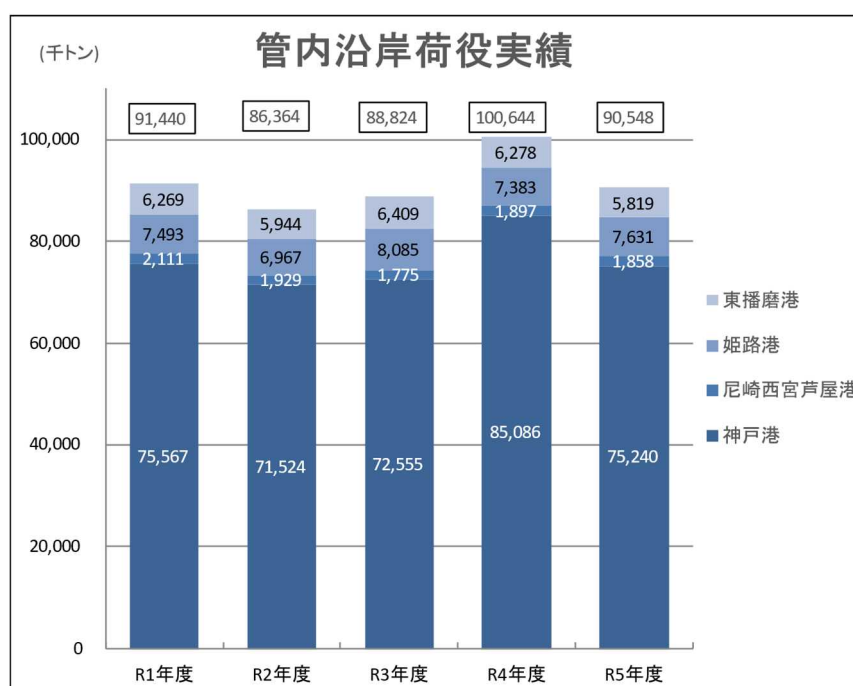
はしけ稼働実績は、第 1 2 図のとおりである。神戸港における令和 6 年 3 月末現在の港運はしけ保有状況は、計 1 0 9 隻 5 8, 3 3 9 積トンであり、令和 5 年度の輸送実績は 6 6 4 千トン（9 4. 1 %）であった。

第 1 2 図 管内のはしけ稼働実績の年度別の推移



各港別の沿岸荷役の実績は、第 1 3 図のとおりである。管内における令和 5 年度の沿岸荷役実績は 9 7, 8 5 3 千トン（9 7. 2 %）であった。

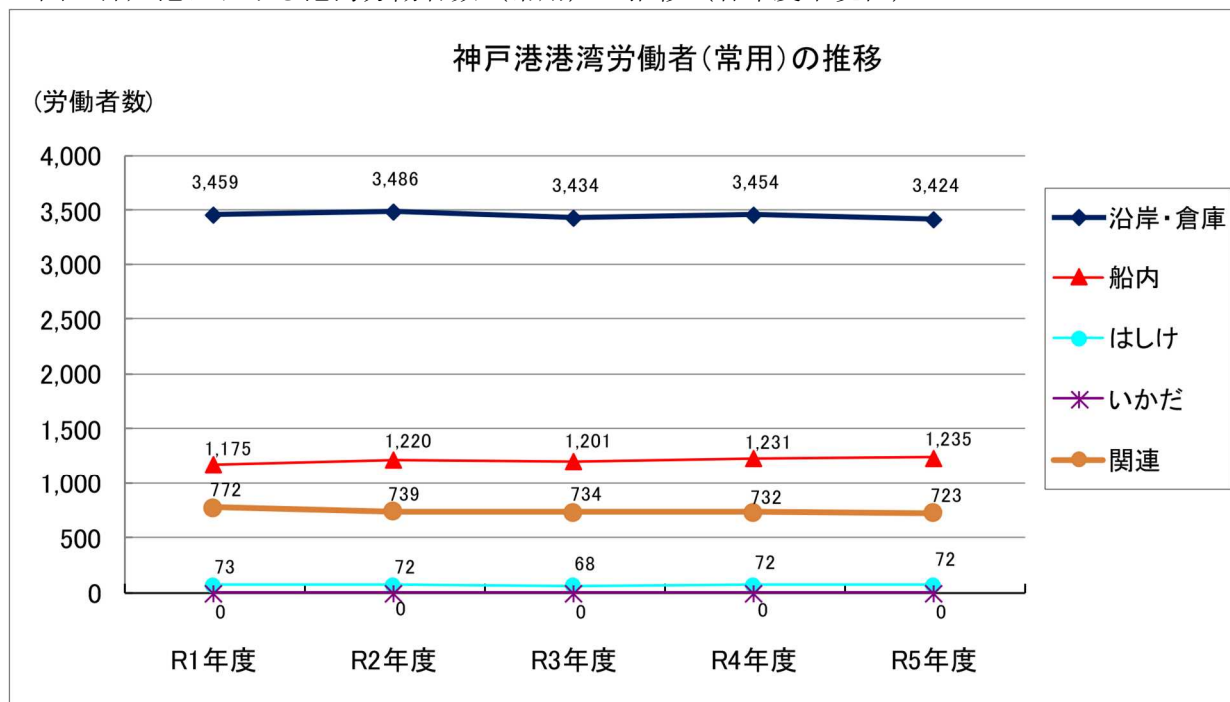
第 1 3 図 管内の沿岸荷役実績の年度別の推移



(3) 港湾労働者の現況

神戸港の常用港湾労働者数は、令和6年3月末における港湾労働法上の届出数で5,454人（対前年同月比99.36%）であった。

第14図 神戸港における港湾労働者数（常用）の推移（各年度末現在）



（資料）神戸公共職業安定所

海事振興部
船舶産業課

1 造船業の現況

(1) 造船所の状況

管内造船所の数は、第1表のとおりである。

第1表 管内造船所数（令和6年8月末日現在）

神戸運輸監理部管内造船所数			
（令和6年8月末日現在）			
造船法		小型船造船業法	造船所数合計
許可	届出	登録	
造船所数	造船所数	造船所	
19	22	22	63
（注） 1. 国土交通省資料による 2. 造船法許可造船所は、500総トン以上又は長さ50メートル以上の鋼船を製造、修繕することができる造船所 3. 小型船造船業登録造船所は、20総トン以上又は長さ15メートル以上の鋼船（500総トン以上又は長さ50メートル以上のものを除く。）及び木船を製造、修繕することができる造船所 4. 造船所数合計は、造船法及び小型船造船業法に基づいて、許可、登録、届出されている造船所の数			

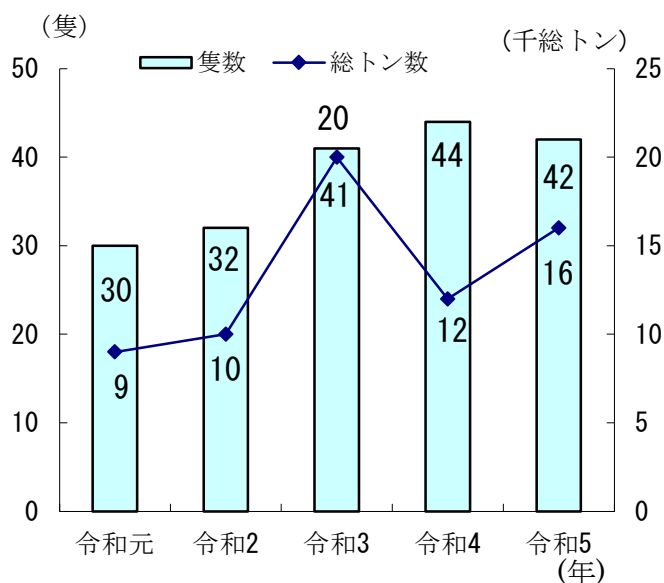
(2) 船舶の建造・修繕実績

※（ ）内％は対前年比を示す

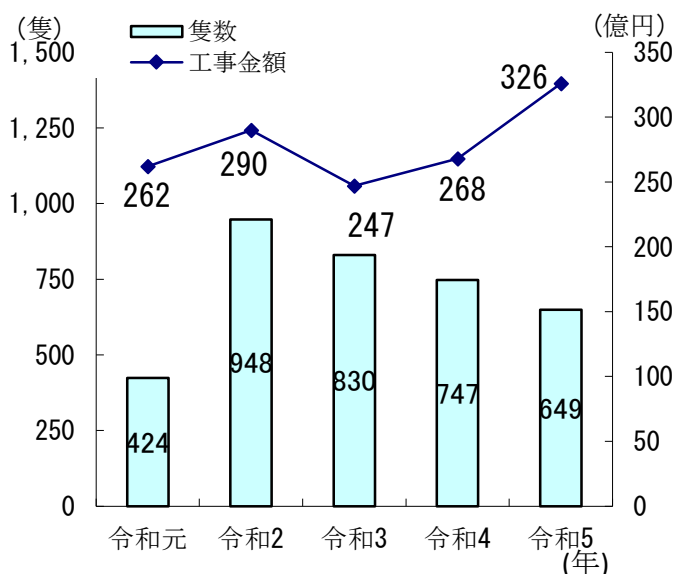
令和5年の管内建造実績は42隻（95.5％）、総トン数は16,453トン（133.4％）であり、隻数は減少したが総トン数は増加した。

また、修繕実績は649隻（86.9％）、工事金額は326億円（121.6％）となり、隻数は減少したが工事金額は増加した。

第1図 建造実績の推移



第2図 修繕実績の推移



注) 管内建造および修繕実績は、造船造機統計調査の調査票情報による

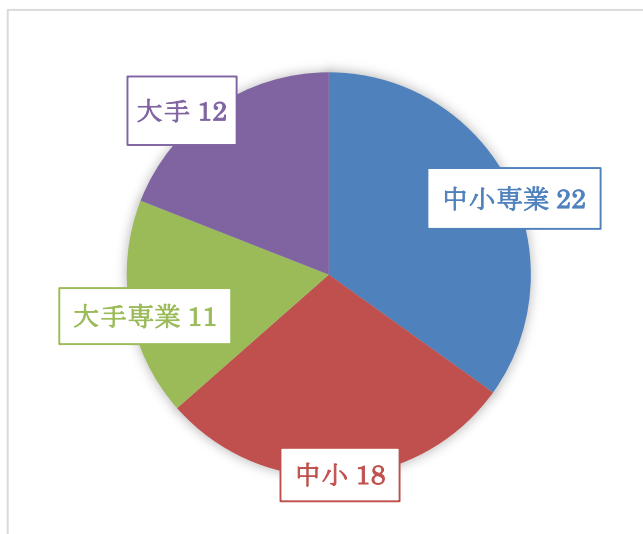
2 船用工業の現況

(1) 船用工業事業所数

管内の船用工業事業所数は63事業所で、このうち、中小企業（資本金1億円以下の事業者）の事業所数は40事業所であった。

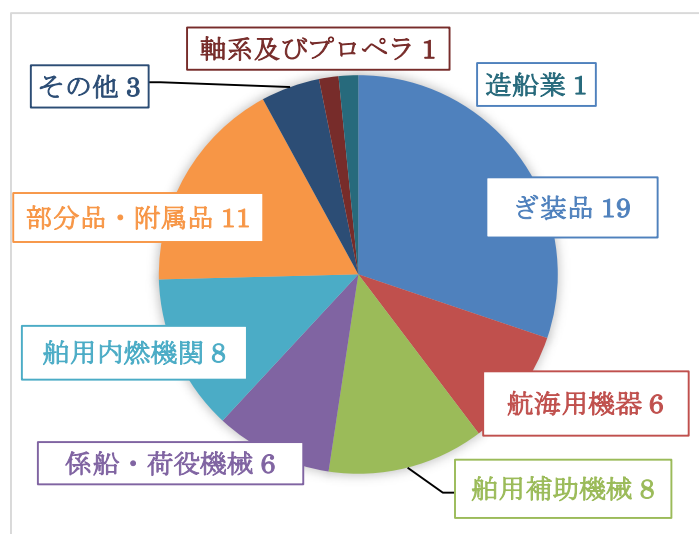
第3図 資本金別・船用比率別事業所数

(令和5年12月31日現在)



第4図 業種別事業所数

(令和5年12月31日現在)



注) 船舶用機関又はぎ装品（これらの部分品・附属品を含む）の製造又は修繕のための事業所（工場）を有し、常時5人以上の従業員を使用している事業所。造船法に基づく報告書をも

とに作成しているため、提出状況により変動がある。「専業」とは、船用比率が50%を超えるものをいう。

(2) 船用工業の実績

(ア) 生産動向

令和5年の管内船用工業事業者における生産額は、対前年比16.8%増の2,646億円となった。

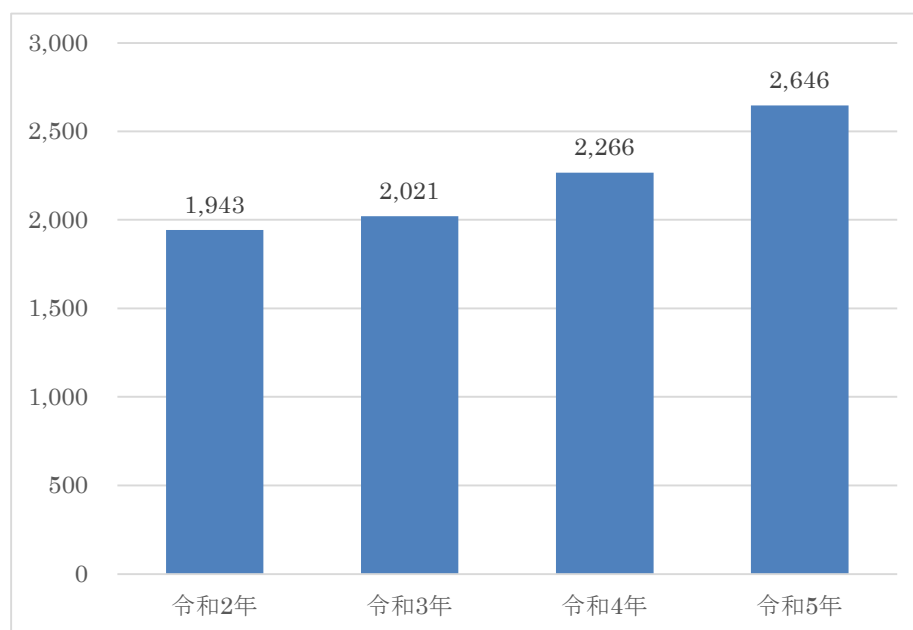
業種別で生産額が増加した製品は、次のとおりである。

船用内燃機関	1,503億円（前年比	15.5%増）
航海用機器	89億円（前年比	12.4%増）
船用補助機械	431億円（前年比	24.2%増）
軸系及びプロペラ	251億円（前年比	33.5%増）
部分品・附属品	177億円（前年比	17.4%増）
係船・荷役機械	28億円（前年比	8.3%増）

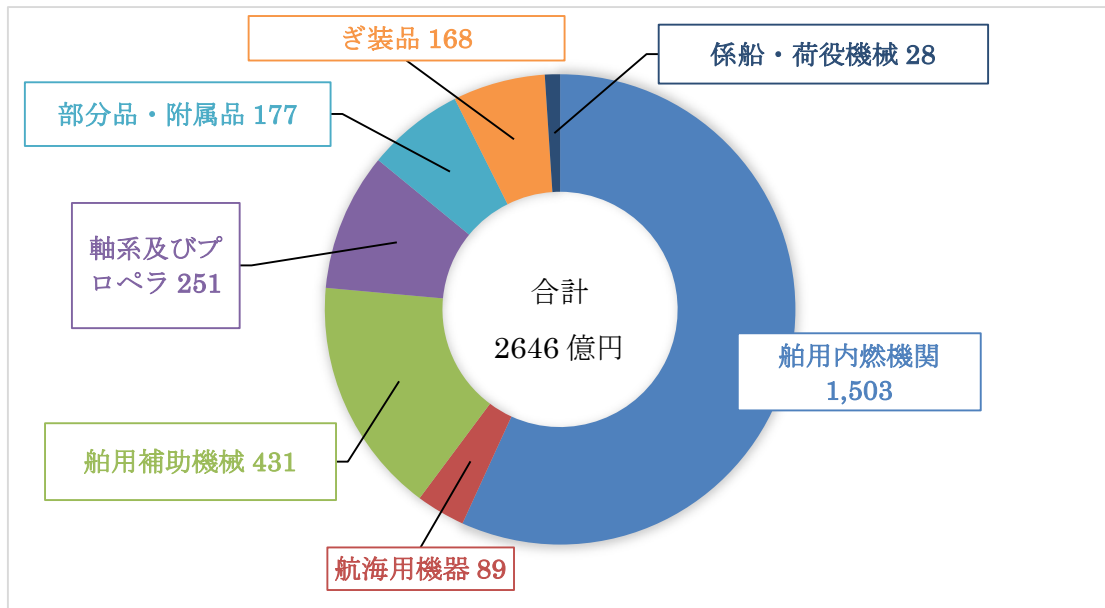
業種別で生産額が減少した製品は、次のとおりである。

ぎ装品	168億円（前年比	3.7%減）
-----	-----------	--------

第5図 生産実績の推移（単位：億円）



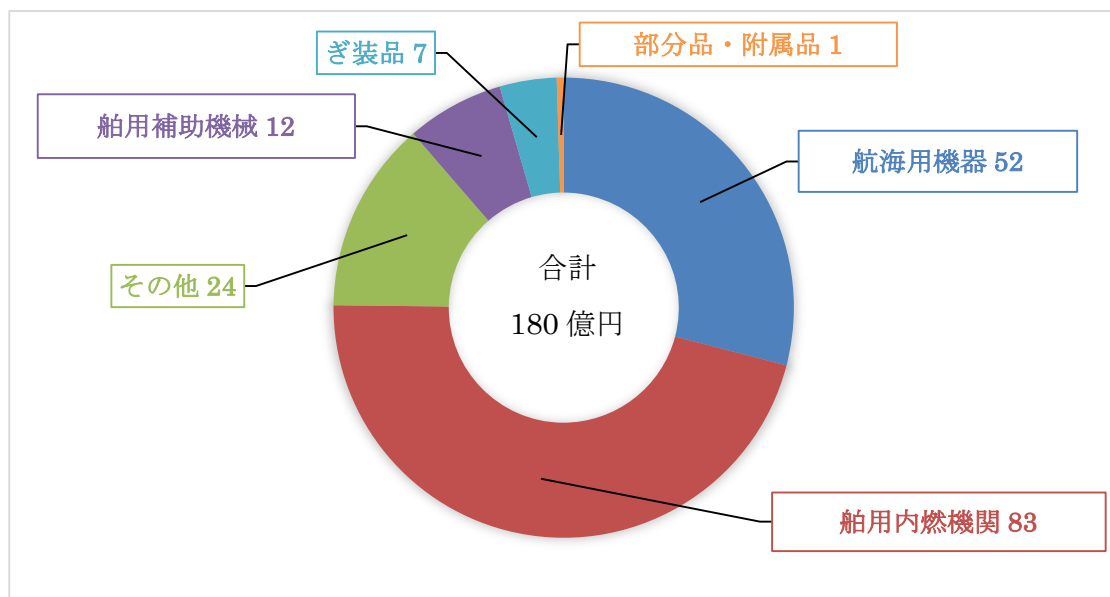
第6図 令和5年 業種別生産実績



(イ) 修繕動向

令和5年の管内船用工業事業者における修繕額は、対前年比16.2%増の180億円となった。

第7図 令和5年 業種別修繕実績



(ウ) 輸出動向

令和5年の管内船用工業製品の輸出額は対前年比97.8%増の1585億円となった。品目別で輸出額が増加した製品は、次のとおりである。

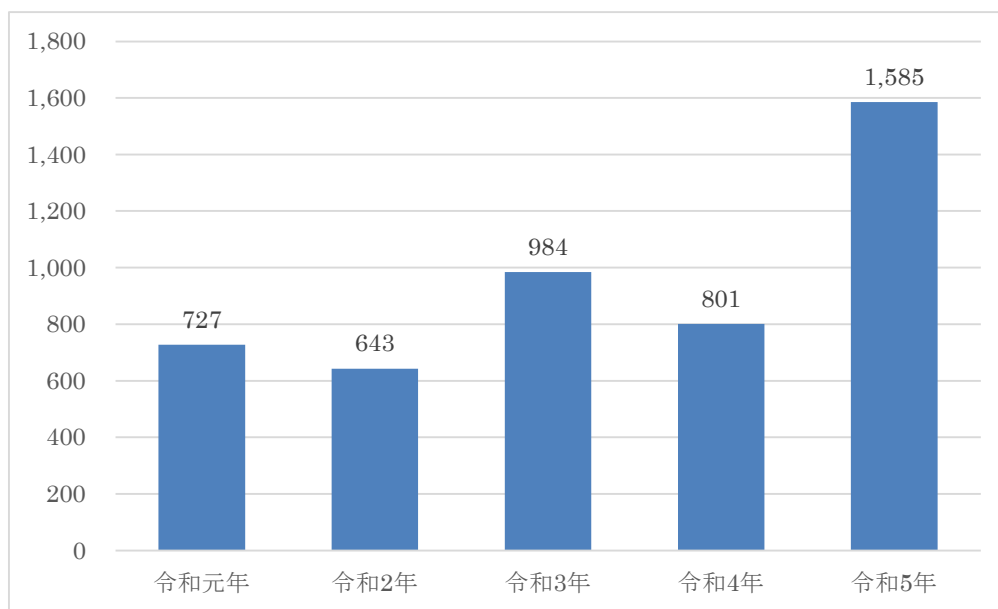
船用ボイラ	7百万円	(前年比	3.7%増)
船用内燃機関	993億円	(前年比	154.9%増)
軸系及びプロペラ	22億円	(前年比	13.5%増)
航海用機器	480億円	(前年比	83.2%増)

ぎ装品 8 億円（前年比 46.0%増）

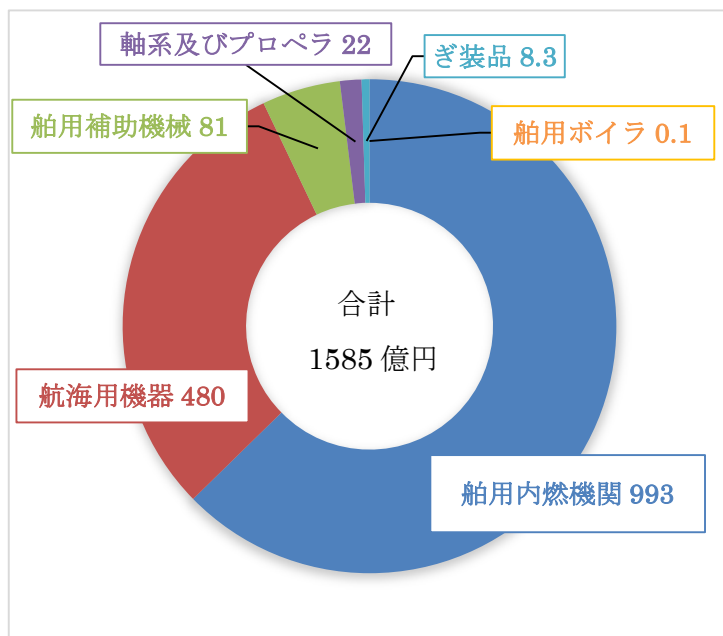
品目別で輸出額が減少した製品は、次のとおりである。

船用補助機械 81 億円（前年比 34.7%減）

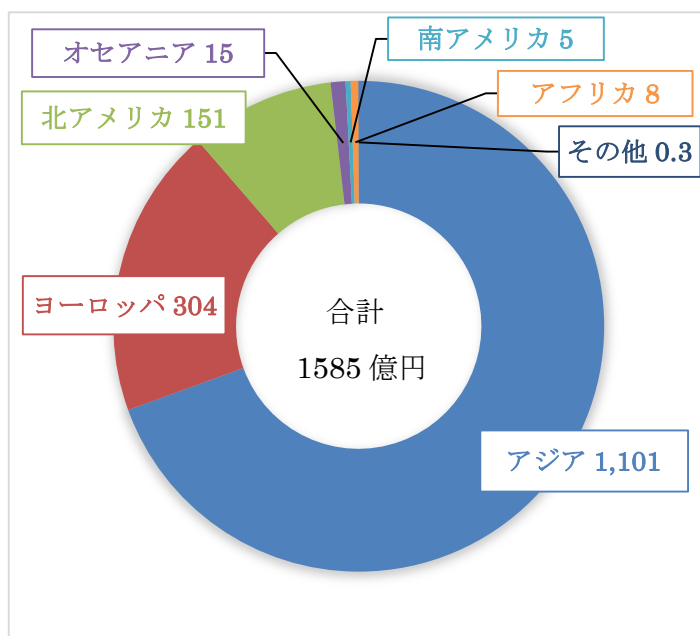
第 8 図 輸出契約実績の推移（単位：億円）



第 9 図 令和 5 年 品目別輸出契約実績



第 10 図 令和 5 年 地域別輸出契約実績

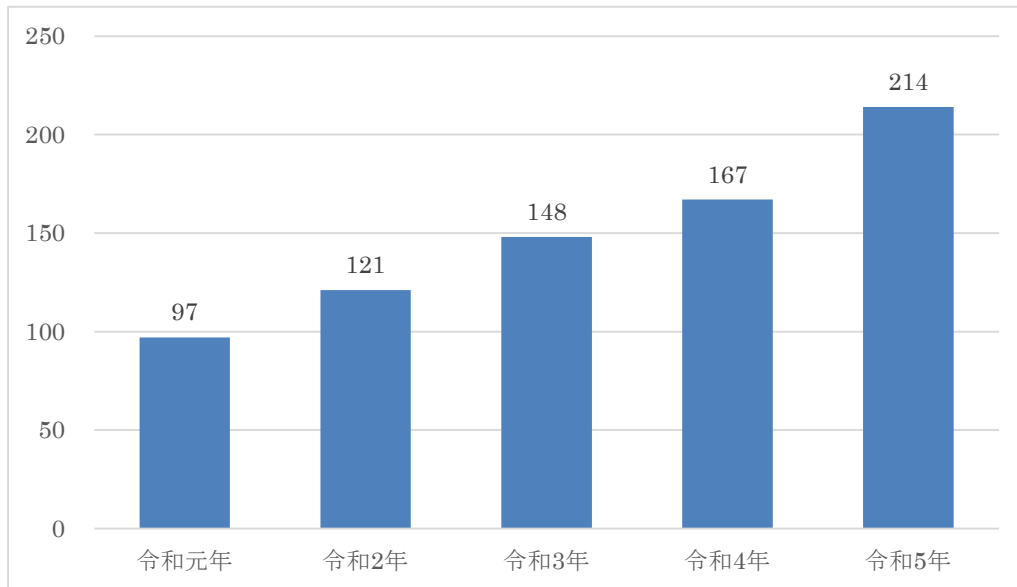


(エ) 輸入動向

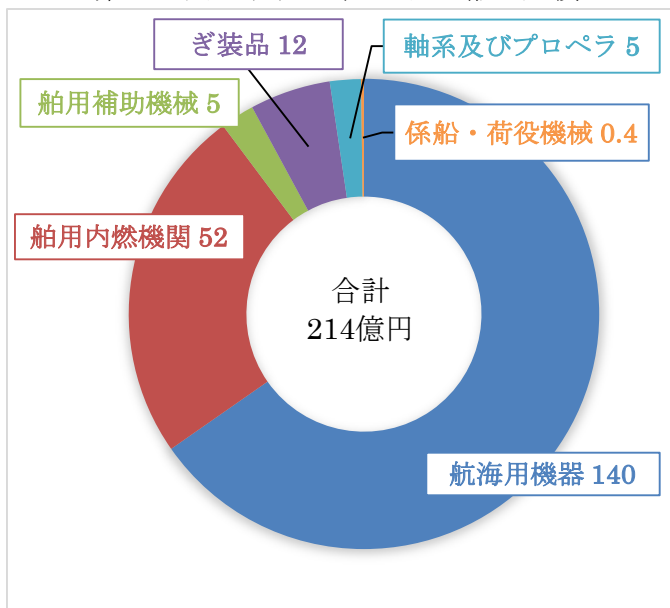
令和 5 年の管内船用工業事業者による船用工業製品の輸入額は、対前年比 28.0%増の 214 億円となった。

第 1 1 図 輸入実績の推移

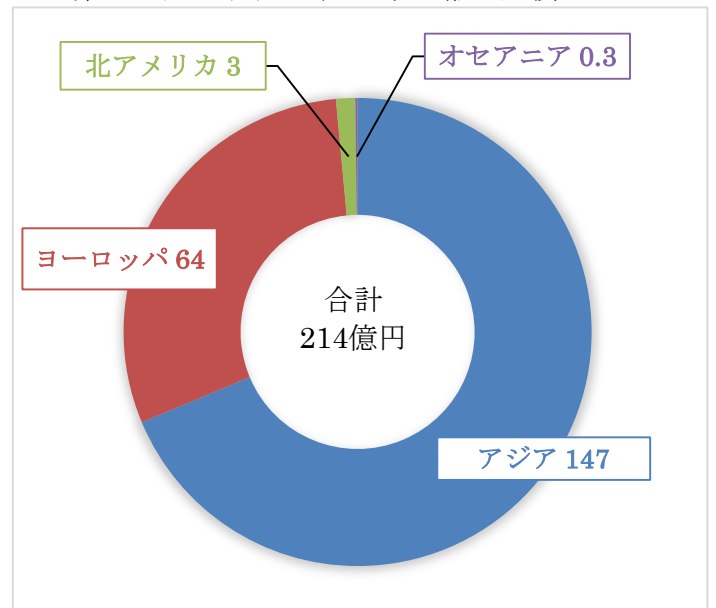
(単位：億円)



第 1 2 図 令和 5 年 品目別輸入実績



第 1 3 図 令和 5 年 地域別輸入実績



3 造船業・船用工業対策等

(1) 人材の育成

今後少子高齢化が更に進み、他産業との人材獲得競争の激化が想定される中で、造船業の成長を支える人材の確保・育成の取組の一層強化が不可欠となっており、神戸運輸監理部では人材育成に関する産官学連携の強化を推進している。

(ア) 地域造船技能研修センターへの支援等

造船技能者育成のため、平成16年から地域造船技能研修センターが全国で6カ所設立された。

管内では、平成20年3月に「相生技能研修センター」が設立され、新人向けの知識・技能や専門技能の教育の場として重要な役割を果たしている。

なお、令和5年度に実施した同技能研修センターにおける研修は以下のとおりである。

(中止の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの)

- ・ 令和5年4月～6月 新人研修 (3社7名)
- ・ 令和5年6月 機関仕上げ(3級)(2社3名)(以下は専門技能研修)
- ・ 令和5年9月 配管艀装(3級) (中止)
- ・ 令和5年10月 機関仕上げ(2級)(2社3名)
- ・ 令和5年11月 溶接(2・3級) (1社2名)

神戸運輸監理部では、同技能研修センターに対し、地域の造船技能研修センターとしての運営、機能強化・拡充等に向けた支援を続けている。

(イ) 造船・船用企業との連携

造船・船用企業で就業する若手従業員を対象に、新人研修会を令和5年6月に開催し、午前は「船の基礎知識と造船・船用工業の現況」をテーマに講演、午後は(独)海技教育機構練習船での運航実務研修を行い、23名が参加した。

(ウ) 教育機関との連携

神戸運輸監理部では、次世代の海事産業の担い手を育成するため、兵庫県高等学校教育研究会や神戸船用工業会と連携して、工業高校の教員・生徒を対象にさまざまな研修を実施している。令和5年度における主な取り組みは以下のとおりである。

- ・ 令和5年12月7日 安全研修体験 (兵庫県下工業高校機械科教諭10名)

(2) 造船業における労働災害防止指導

造船所における労働災害事故防止のため、昭和58年5月から、造船事業者等が「全国造船安全衛生対策推進本部」を設置している。神戸運輸監理部では、同本部の西日本総支部兵庫支部の幹事会に参加するほか、同支部が行う安全衛生相互点検パトロール等に同行するなどの支援、協力を行っている。令和5年度は9事業所を関係者とともに点検し、指導した。

4 舟艇利用の現況

(1) 「海の駅」を利用したマリンレジャーの普及推進

海の駅は、マリンレジャーの普及及び地域・観光振興の観点から、「いつでも、誰でも、気軽に、安心して立ち寄り、利用でき、憩える場所」として全国各地に展開され、令和6年7月末現在、180駅が登録されている。

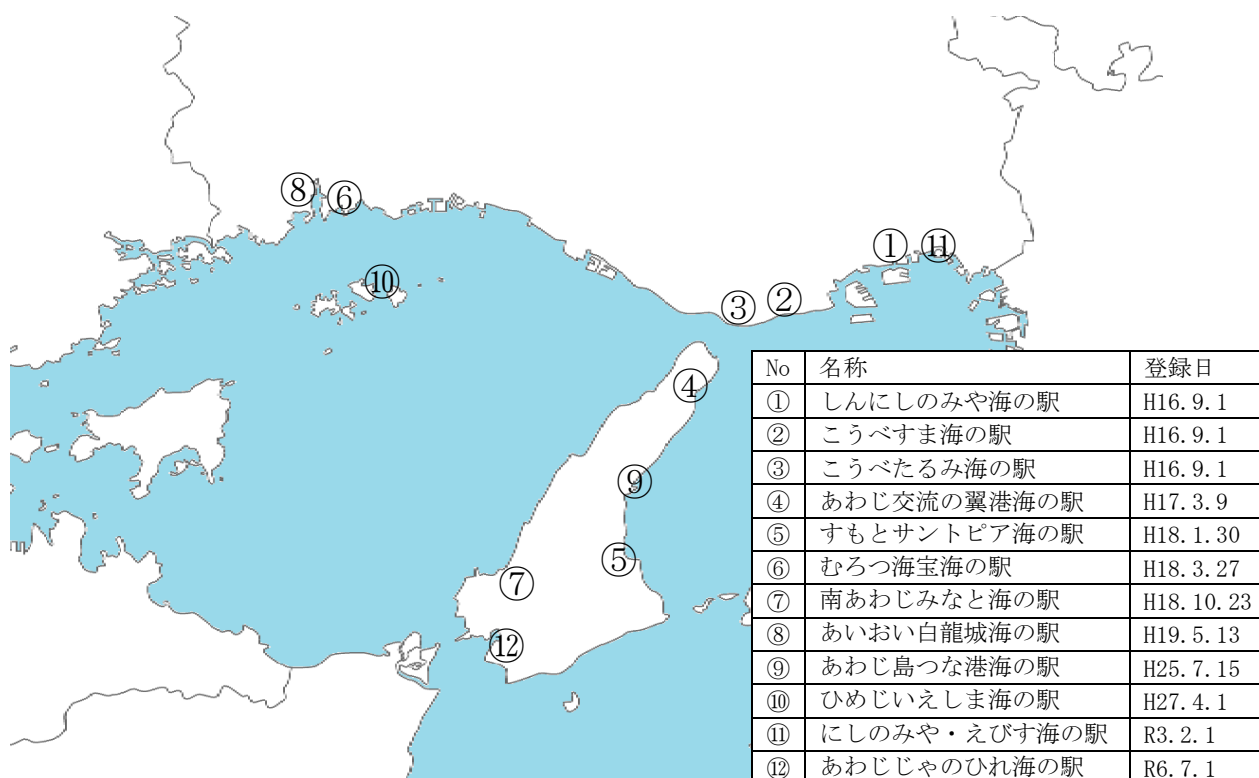
神戸運輸監理部は、海の駅ネットワーク関西連絡会事務局の一員として、各種イベントを通じて、海離れが指摘される子どもや若者を始めとした国民全体に海や船に触れる機会の創出と、海事・海洋に関する情報発信を行っている。

管内においては、令和6年7月末現在、12駅が「海の駅」となっている。（管内「海の駅」の所在については、第14図のとおり。）

また、令和5年度におけるマリンレジャーの普及推進に向けた主な取り組みは、以下のとおりである。

- (ア) 関西ボートショーにおける出展（令和5年4月14日～16日）
- (イ) マリンカーニバル神戸における出展（令和5年7月16日～17日）
- (ウ) シーバードデイあわじ2023こども海まつりにおける出展（令和5年9月23日）
- (エ) 関西フローティングボートショーにおける出展（令和5年10月13日～15日）
- (オ) 須磨マリンアカデミー（令和5年10月21日）
- (カ) 令和5年度海の駅ネットワーク理事会への出席（令和5年4月20日）
- (キ) 関西舟艇利用振興対策連絡会議の開催（WEB開催（令和6年3月12日））

第14図 兵庫県内の「海の駅」登録状況（令和6年7月末現在）



(2) 海の駅・防災栈橋等の活用による舟艇利用促進事業

本事業は、災害時の船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等の間の情報共有及び連携体制強化の内容を盛り込んだ国土強靱化基本計画を背景に、舟艇の利用拡大と災害時の舟艇を利用した防災体制の構築・災害対応を両立させることを目的に実施するものである。

神戸運輸監理部においても、小型船舶の特性を考慮するとともに船舶所有者の協力を仰ぎつつ、防災栈橋等の現有施設を活用した被災地復興支援計画の策定を自治体とともに検討している。

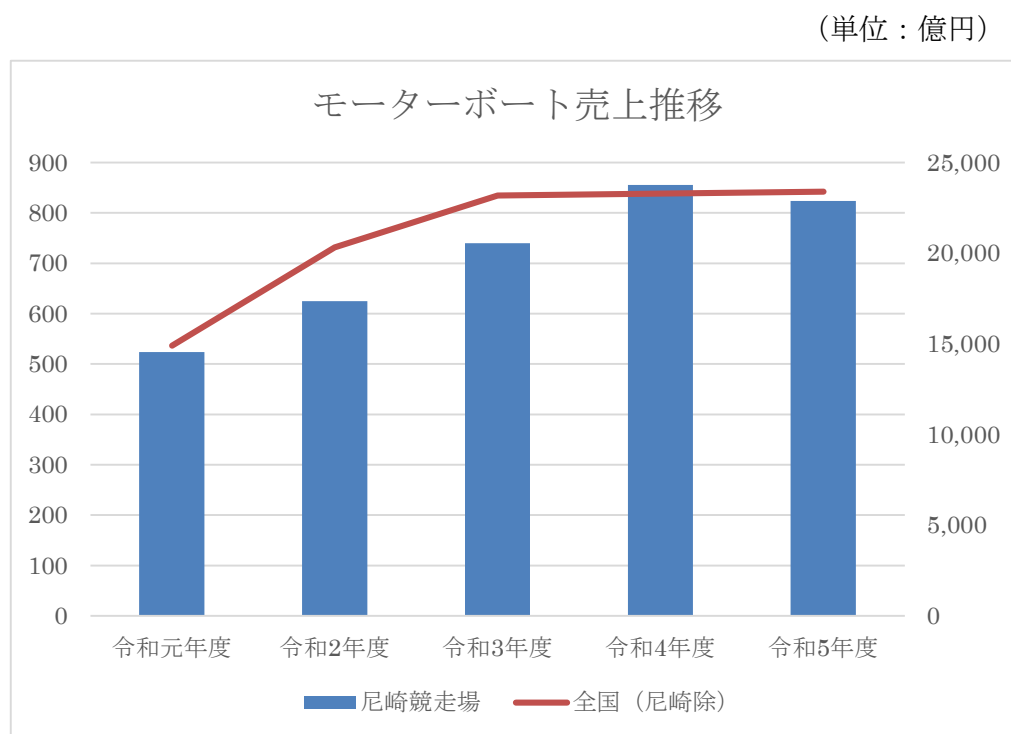
5 モーターボート競走の現況

令和5年度の全国モーターボート競走場の年間売上金額は24,220億円（対前年度比0.3%増）であった。近年増加している電話投票の総売上金額は19,011億円であり、全体売上の78.5%となった。

一方、尼崎競走場の年間売上金額は824億円（対前年度比3.7%減）となっている。

兵庫県内には、神戸新開地、姫路、滝野、洲本、朝来、相生の6カ所の場外発売場（ボートレースチケットショップ（BTS））がある。

第15図 モーターボート競走売上金額の推移（令和6年3月31日現在）



※資料出所：BOAT RACE Monthly Report

海事振興部
船員勞政課

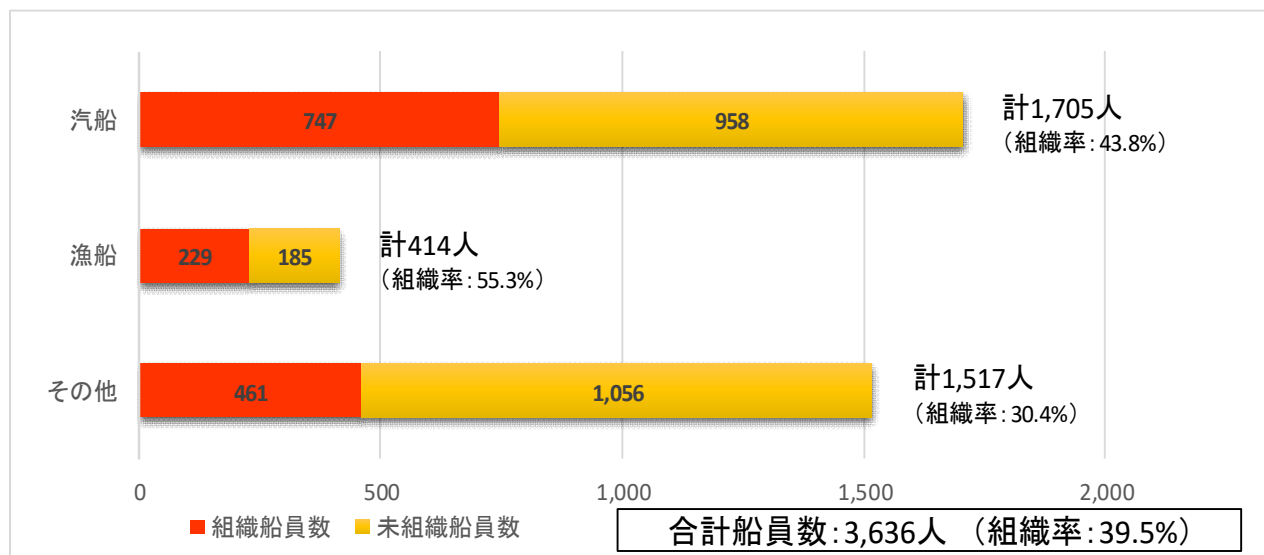
1 船員労働の現況

(1) 船員の労働組合組織率

船員法適用船員数及び船員労働組合の組織状況は、次のとおりである。

第1図 船員の労働組合組織率

(令和5年10月1日現在)



注) 船員数及び組織船員数は、船員法第111条報告による(船員数は、非雇用船員を含まない。)

「汽船」は、貨物船・旅客船・専用船を示す。

「その他」は、曳船・押船・はしけ・作業船・浚渫船・官公庁船等を示す。

(2) 船員最低賃金の状況

最低賃金の決定は、「船員の生計費」、「類似の船員の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して、必要があると認めるときは近畿地方交通審議会に諮問を行うこととなっている。

令和5年度は、内航団体の労使中央交渉や消費者物価指数等諸般の状況等を考慮し、神戸運輸監理部長権限にかかる「内航鋼船運航業及び木船運航業」、「海上旅客運送業」、「漁業(沖合底びき網)」について、令和5年8月4日に諮問がなされ、近畿地方交通審議会神戸船員部会の下に各専門部会が設置され調査・審議が行われた。

その後、令和6年1月17日に各最低賃金の改正について近畿地方交通審議会より答申があり、これを受けて令和6年2月27日に改正を決定、同4月17日に各最低賃金の改正が発効した。

(3) 船員の福利厚生施設の状況

(ア) 宿泊等施設

管内の宿泊・休憩施設は、次のとおりである。

(一財) 日本船員厚生協会 神戸大倉山海員会館(エスカル神戸)

(イ) 医療施設

管内の医療施設は、次のとおりである。

(公社) 日本海員掖済会 神戸掖済会病院

(一財) 神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院

(4) 船員の確保対策

船員不足が顕在化してきている中、令和5年度は次のとおり対策事業を実施した。

- (ア) 水産系高校生を対象とした内航海運事業者によるインターンシップ助成事業は、1事業者の協力を得て3校4名に実施した。
- (イ) 新たな分野から船員を確保・育成する事業者を支援する「船員計画雇用促進等事業」について4事業者(21人)に対して1,420,000円の助成金を支給した。
- (ウ) 神戸地区内航船員確保対策協議会、神戸海事地域人材確保連携協議会と連携して令和5年度に実施した事業は、第1表のとおりである。

第1表 内航船員確保対策事業

行 事 名	実施日(回数)	対 象	概 要
出前授業	通年 (4回)	小・中学生等	海の仕事や船員という仕事に対する関心を深めることを目的に、総合学習授業に海事関係者を講師として派遣し、海事教材を使用した授業を実施。
出前授業(水産高校)	4月19日	水産高校生	神戸港寄港中の水産高校実習船で実習中の同校漁業専攻科の学生に対して、カーフェリー・海上保安庁の巡視船見学や操船シミュレーターの体験を実施。
海技大学校施設見学 及び練習船「海技丸」 体験乗船会	8月2日	工業高校生 及び教員	近畿内航船員対策協議会と連携し、主に機関部の若年内航船員確保を目的とした海技大学校施設見学及び体験乗船会を実施。
親子交流海洋教室	8月23日	小・中学生 親子	神戸市・神戸海事広報協会と連携し、小・中学生親子を対象としたフェリーの船内見学、船員についての講話やロープワーク教室を実施。
めざせ! 海技者セミナー IN KOBE	令和6年 1月17日	練習船 実習生等	(独)海技教育機構練習船の神戸港寄港に合わせ、全国から海運事業者を一堂に会し、企業説明会・合同面接会を開催。

(5) 個別労働関係紛争等の処理状況

令和5年度は、「個別労働関係紛争」、「労働関係に関する相談」は無かった。

2 船員職業安定業務の現況

(1) 船員の雇用情勢

令和5年における船員職業紹介実績は第2表、船員労働需給の状況は第2図のとおりである。

新規求人数は、令和4年より24人減少し、445人となり、新規求職数は令和4年より4人減少して136人となった。

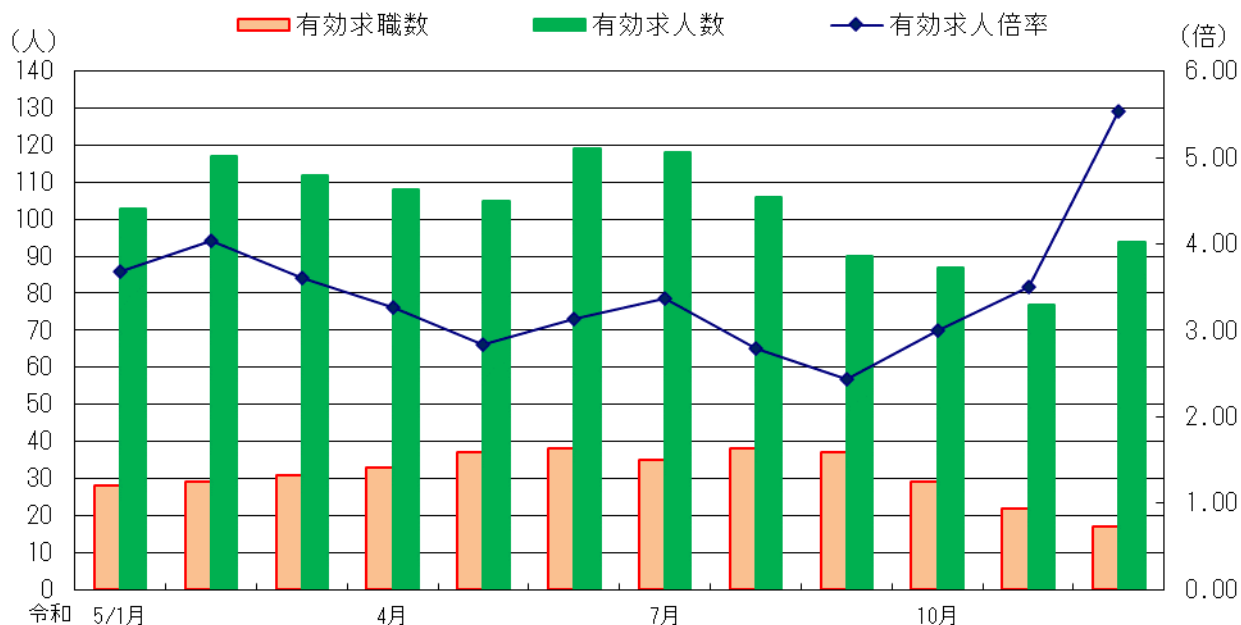
なお、有効求人倍率の月間平均は3.43倍と前年の2.59倍を0.84ポイント上回った。

また、新規求職数の年齢構成は第3図のとおりであり、30歳代までの若年層は16.9%（前年30.6%）と前年より減少し、50歳代以上の中高年齢層は45.6%（前年51.1%）と減少した。

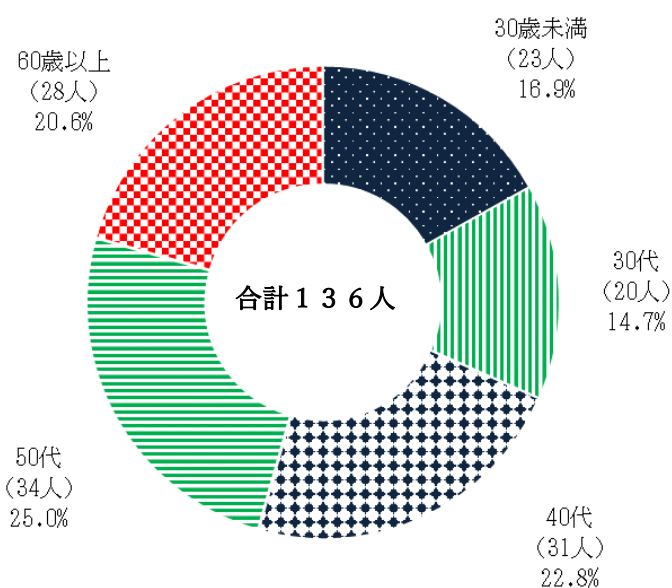
第2表 船員職業紹介実績（令和5年1月～令和5年12月）

	新規求人数	新規求職数	成立数	
外 航	0 人	13 人	0 人	月間有効求人数（平均） 103 人
内 航	382 人	95 人	27 人	月間有効求職数（平均） 31 人
漁 船	11 人	3 人	1 人	月間有効求人倍率（平均） 3.43 倍
その他	52 人	25 人	1 人	充 足 率 2.2 %
計	445 人	136 人	29 人	就 職 率 7.7 %

第2図 船員労働需給の状況（令和5年1月～令和5年12月）



第3図 新規求職者の年齢構成（令和5年1月～令和5年12月）



(2) 雇用促進等対策

就職促進対策

令和5年度の雇用保険失業等給付受給資格者への再就職の促進に必要な公共職業訓練受講指示は、2件であった。

(3) 雇用保険に係る失業等給付

令和5年度における雇用保険に係る失業等給付は、次のとおり実施した。

受給者数	24名（実人数）
支給件数	67件（延べ件数）
支給額	13,687,823円

(4) 船員派遣事業

船員派遣事業の許可事業者数は、13社（令和6年3月末現在）である。

(5) 学校等が行う無料の船員職業紹介事業について

(ア) 学校が行う船員職業紹介事業

無料の船員職業紹介事業の届出事業者は、2校（令和6年3月末現在：国立大学法人神戸大学、兵庫県立香住高等学校）である。

(イ) 団体が行う船員職業紹介事業

無料の船員職業紹介事業の許可は、2団体（令和6年3月末現在：浜坂漁業協同組合、但馬漁業協同組合）が受けている。